

# 1. 障害者手帳

## 身体障害者手帳

窓口：福祉課

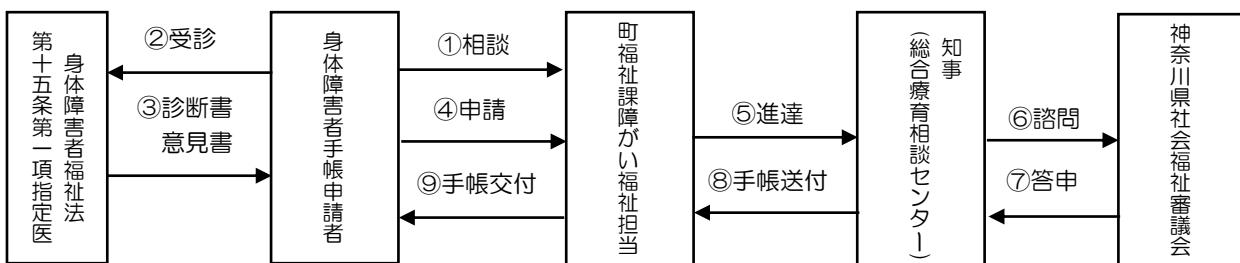
身

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、さまざまなサービスを利用するためには必要な手帳です。障がいの程度によって1級（重度）から7級（軽度）までに区分されます。

（※ただし、7級の障がいのみでは、手帳は交付されません）

なお、身体障害者手帳をお持ちの方で、住所や氏名を変更するとき、手帳を紛失したとき、手帳が不要になったときなどは、福祉課で手続きが必要です。

申請から交付までの流れ（⑤の進達後、通常約4週間で交付されます。）



### 《必要な物》

- 身体障害者交付申請書（福祉課にあります）
- 身体障害者診断書・意見書（指定医師が作成したもの）
- 写真(たて4cm×よこ3cm・上半身・無帽※1年以内に撮影したもの)
- マイナンバーのわかるもの
  - ※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。（表紙裏ページをご覧ください）
  - ※紙形式とカード形式を選択することができます。



## 療育手帳

窓口：福祉課

知

療育手帳は、知的障がいのある方が、さまざまなサービスや支援を受けやすくするために必要な手帳です。児童相談所または総合療育相談センター（障がい者更生相談所）で知的障がいと判定された方に交付されます。障がいの程度によってA1からB2までに区分されます。

なお、療育手帳を交付されている方で、住所や氏名を変更するとき、手帳を紛失したとき、手帳の再判定をするとき、再判定で非該当になったとき、手帳が不要になったときなどは、福祉課で手続きが必要です。

### 《必要な物》

- 療育手帳交付申請書（福祉課にあります）
- 写真(たて4cm×よこ3cm・上半身・無帽※1年以内に撮影したもの)
- マイナンバーのわかるもの
  - ※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。（表紙裏ページをご覧ください）
  - ※紙形式とカード形式を選択することができます。

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障がいの状態にあると認定された方が、自立と社会復帰、社会参加の促進を図るために必要な手帳です。申請には、精神障がいを支給事由とする年金を受給中であること、もしくは精神障がいと診断された日から6ヶ月以上経過していることが条件です。障がいの程度によって、1級から3級に区分されます。

なお、精神障害者保健福祉手帳を交付されている方で、住所や氏名を変更するとき、手帳を紛失したとき、手帳を更新するとき、手帳が不要になったときなどは、福祉課で手続きが必要です。

また、手帳の有効期間は2年ですが、更新することができます。更新手続きは、有効期限の3か月前からできます。

- 《必要な物》
- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（福祉課にあります）
  - 写真（たて4cm×よこ3cm・上半身・無帽（※1）・1年以内に撮影したもの）
  - 医師の診断書（定められた様式・初診日から6か月以上経過した時点のもの）
  - マイナンバーのわかるもの
    - （※1）宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆う場合は除く。
    - （※2）この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。（表紙裏ページをご覧ください）

- ※ 紙形式とカード形式を選択することができます。
- ※ 医師の診断書にて、自立支援医療（精神通院医療）を同時に申請できます。
- ※ 障害年金を受給している方は、医師の診断書に代えて次の書類で申請できます。
  - ◆年金裁定通知書と一体となっている場合は、その部分を含む年金証書の写し
  - ◆直近の年金振込通知書又は年金支払通知書
  - ◆年金の支給者（社会保険事務所又は共済組合）に照会するための同意書
  - ◆以前に障害年金証書等により申請した方に限り、マイナンバーにより申請をすることができます。（新規申請の方は不可。）



## 2. 医療制度

### 自立支援医療（更生医療）

窓口：福祉課

身

18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けている方が、障がいを除去するため、もしくは障がいの程度を軽くするために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、一定所得未満の方は医療費の一部を公費で負担します。

《必要な物》 ○身体障害者手帳 ○医師の診断書（福祉課にあります） ○健康保険証  
○特定疾病療養受給者証（お持ちの方） ○マイナンバーのわかるもの  
※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。（表紙裏ページをご覧ください）

### 自立支援医療（育成医療）

窓口：福祉課

身

身体に障がいのある18歳未満の児童が、障がいの程度を軽減するために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、一定所得未満の方は医療費の一部を公費で負担します。

《必要な物》 ○医師の診断書（福祉課にあります） ○健康保険証  
○マイナンバーのわかるもの  
※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。（表紙裏ページをご覧ください）

### 自立支援医療（精神通院医療）

窓口：福祉課

精

指定医療機関で、精神疾患による継続的な通院治療が必要な場合、一定所得未満の方は医療費の一部を公費で負担します。申請には、次の書類が必要です。有効期間は1年で、更新が必要な場合3か月前から手続きが可能です。

《必要な物》 ○医師の診断書（福祉課にあります） ○健康保険証  
○マイナンバーのわかるもの  
※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。（表紙裏ページをご覧ください）  
※ 精神障害者保健福祉手帳用の医師の診断書にて、同時に申請できます。

#### ■自立支援医療制度とは

原則として医療費の1割をご負担いただく制度となっていますが、世帯（※）の所得の状況等に応じて、軽減措置として一か月の自己負担額の上限額が定められています。

※自立支援医療における「世帯」とは、同じ医療保険に加入している家族です。

## 精神障害者入院医療援護金

窓口：神奈川県がん・疾病対策課

精

入院患者の住所が神奈川県内（政令指定都市を除く）にあり、精神科病院もしくは一般病院の併設精神科病棟に月の初日から月の末日まで入院している方で、医療費の自己負担額が月1万円以上の場合、月額1万円が支給されます。

ただし、所得制限等の要件があります。

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 神奈川県がん・疾病対策課 精神保健医療グループ  
電話 045-210-1111（内線4730）

※ 神奈川県に申請書が届いた月または翌月からの認定（支給）となり、  
月の初日から末日まで入院した場合に支給されます。

退院後の申請はできません。

※ 重度障がい者等医療費の助成と一緒に受けることはできません。

## 神奈川県精神科救急医療情報窓口

精

運営：神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市協調体制

精神疾患の急激な発症や病状が悪化した方に、必要に応じ、当番医療機関等を紹介する窓口です。

※窓口では、ご本人やご家族から詳しいお話を聞かせていただきます。

※状況によっては、紹介に至らない場合がありますので、ご了承ください。

《窓 口》 神奈川県精神科救急医療情報窓口

電話 045-261-7070

※受付時間 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（午前8時30分～翌日午前8時30分）  
平日（午後5時～翌日午前8時30分）

※翌日が平日の場合は、いずれも翌日午前8時までの受付となります。

## 後期高齢者医療制度の障がい認定

窓口：保険年金課

身 知 精

《対象者》 65歳以上75歳未満の医療保険加入者で、一定の障がいの状態にあることにより後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方

※参考「一定の障がいの状態とは・・・」

○障害基礎年金1級及び2級の国民年金証書をお持ちの方

○身体障害者手帳1級、2級及び3級の方、または4級のうち次のいずれかに該当する方

- 下肢障がい1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
- 下肢障がい3号（1下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの）
- 下肢障がい4号（1下肢の機能の著しい障がい）
- 音声機能または言語機能の著しい障がい）

○精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の交付を受けている方

○療育手帳A1及びA2の交付を受けている方

《必要な物》 ○身体障害者手帳等

○健康保険証

詳しくは、保険年金課へお問い合わせください。

《窓口》 保険年金課 国保・高齢者医療担当

電話 0467-74-1111

## 小児慢性特定疾病医療費助成制度

窓口：平塚保健福祉事務所

対象となる疾病と診断され、児童福祉法に基づく指定を受けた医療機関での入院及び通院医療等を受けている18歳未満の児童（18歳到達時点で認定されており、引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで（更新による最終有効期間は20歳になる誕生日前日まで）更新可能）には、その医療費の一部が助成されます。

《対象疾病》 国が指定した16疾患群788疾病です。

疾患群は16区分（悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患、骨系統疾患、脈管系疾患）です。

疾病名や対象基準疾患の状態の程度については、医師にご確認いただくか、小児慢性特定疾病情報センターのホームページ（<http://www.shouman.jp/>）にも情報が掲載されていますのでご確認ください。

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓口》 神奈川県平塚保健福祉事務所 保健福祉課

電話 0463-32-0130

※寒川町にお住まいの方は茅ヶ崎市保健所地域保健課の窓口でも申請を受け付けます。

病院などで保険診療を受ける場合、保険診療の自己負担額について助成します。  
ただし、高額療養費や入院時食事療養費の標準負担額等を除きます。

- 《対象者》
- ①1・2級の身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ②3級の内部機能障がい※の身体障害者手帳の交付を受けている方
  - ③A1・A2・B1の療育手帳の交付を受けている方
  - ④知的障がいと認定された方のうち知能指数が50以下の方
  - ⑤1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

※内部機能障がいとは・・・ 肝臓機能障がい  
 心臓機能障がい・じん臓機能障がい・呼吸器機能  
 障がい・ぼうこう又は直腸の機能障がい・小腸機能  
 障がい・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい



- ※対象外
- ①平成25年4月1日以降、65歳以上で初めて重度障がい者等  
となった方
  - ②受給資格者の前年の所得が特別障害者手当の所得基準以上の方  
(扶養親族等の有無及び数に応じて所得基準の額が変わります)

- 《必要な物》
- 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
  - 健康保険証 ○マイナンバーのわかるもの
- ※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。（表紙裏ページをご覧ください）

#### 《所得基準》

扶養親族等の数	本人（対象者）の前年分所得額
0人	3,604,000円
1人	3,984,000円
2人	4,364,000円
3人	4,744,000円
4人	5,124,000円
5人	5,504,000円
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下扶養親族が1人増すごとに 380,000円を加算</li> <li>・扶養親族に老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がいる場合、1人当たり 100,000円を加算</li> <li>・特定扶養親族がいる場合 250,000円を加算</li> </ul>

※上記所得基準は、各種控除等がなされています。

詳細は福祉課までお問い合わせください。

原因が不明で、治療方法が確立していない、いわゆる難病のうち、厚生労働大臣が定める疾患を「指定難病」といいます。治療が極めて困難で医療費も高額に及ぶため、患者さんの医療費負担の軽減を目的として、一定の認定基準を満たしている方に対して、その治療に係る医療費の一部を助成しています。

（症状が重症度基準を満たさない場合でも、申請日の属する月以前の12か月以内において、指定難病に係る医療費の総額が、33,330円（10割）を超える月が3回以上ある場合、対象となります。）

## 指定難病の疾病名一覧（338疾病）※令和4年1月末現在

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	球脊髓性筋萎縮症	51	全身性強皮症	101	腸管神経節細胞減少症
2	筋萎縮性側索硬化症	52	混合性結合組織病	102	ルビンシュタイン・ティビ症候群
3	脊髄性筋萎縮症	53	シェーグレン症候群	103	CFC症候群
4	原発性側索硬化症	54	成人スチル病	104	コステロ症候群
5	進行性核上性麻痺	55	再発性多発軟骨炎	105	チャージ症候群
6	パーキンソン病	56	ペーチェット病	106	クリオビリン関連周期性熱症候群
7	大脳皮質基底核変性症	57	特発性拡張型心筋症	107	若年性特発性関節炎
8	ハンチントン病	58	肥大型心筋症	108	TNF受容体関連周期性症候群
9	神經有棘赤血球症	59	拘束型心筋症	109	非典型溶血性尿毒症症候群
10	シャルコー・マリー・トゥース病	60	再生不良性貧血	110	プラウ症候群
11	重症筋無力症	61	自己免疫性溶血性貧血	111	先天性ミオパチー
12	先天性筋無力症候群	62	発作性夜間ヘモグロビン尿症	112	マリネスコ・シェーグレン症候群
13	多発性硬化症／視神經脊髓炎	63	特発性血小板減少性紫斑病	113	筋ジストロフィー
14	慢性炎症性脱髓性多発神経炎／多発性運動ニューロバチー	64	血栓性血小板減少性紫斑病	114	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
15	封入体筋炎	65	原発性免疫不全症候群	115	遺伝性周期性四肢麻痺
16	クロウ・深瀬症候群	66	IgA腎症	116	アトピー性脊髓炎
17	多系統萎縮症	67	多発性囊胞腎	117	脊髄空洞症
18	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	68	黄色紺帯骨化症	118	脊髄膜瘤
19	ライソゾーム病	69	後纖維帶骨化症	119	アイザックス症候群
20	副腎白質ジストロフィー	70	広範育往管狭窄症	120	遺伝性ジストニア
21	ミトコンドリア病	71	特発性大脛骨頭壞死症	121	神経フェリチン症
22	もやもや病	72	下垂体性ADH分泌異常症	122	脳表ヘモジデリン沈着症
23	ブリオン病	73	下垂体性TSH分泌亢進症	123	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症
24	亜急性硬化性全脳炎	74	下垂体性PRL分泌亢進症	124	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
25	進行性多業性白質脳症	75	クッシング病	125	神経輸素フェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
26	HTLV-1関連脊髄症	76	下垂体性ゴナドトロビン分泌亢進症	126	ペリー症候群
27	特発性基底核石灰化症	77	下垂体成長ホルモン分泌亢進症	127	前頭側頭葉変性症
28	全身性アミロイドーシス	78	下垂体前葉機能低下症	128	ピッカースタッフ脳幹脳炎
29	ワルリッヒ病	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	129	痙攣型（二相性）急性脳症
30	遺伝型ミオパチー	80	甲状腺ホルモン不応症	130	先天性無痛無汗症
31	ベスレムミオパチー	81	先天性副腎皮質酵素欠損症	131	アレキサンダー病
32	自己貪食空腹性ミオパチー	82	先天性副腎低形成症	132	先天性核上性球麻痺
33	シユワルツ・ヤンペル症候群	83	アジソン病	133	メビウス症候群
34	神経線維腫症	84	サルコイドーシス	134	中隔視神經形成異常症／ドモルシア症候群
35	天瘤	85	特発性簡質性肺炎	135	アイカルディ症候群
36	表皮水疱症	86	肺動脈性肺高血圧症	136	片側巨脳症
37	臍嚢性乾癥（汎発性）	87	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	137	限局性皮膚異形成
38	スティーヴンス・ジョンソン症候群	88	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	138	神経細胞膜運動異常症
39	中毒性表皮壊死症	89	リンパ脈管筋腫症	139	先天性大脳白質形成不全症
40	高安勤脈炎	90	網膜色素変性症	140	ドラベ症候群
41	巨細胞性勤脈炎	91	パッド・キアリ症候群	141	海馬硬化を伴う内側頭葉てんかん
42	結節性多発勤脈炎	92	特発性門脈圧亢進症	142	ミオクロニーア神経症候群
43	顕微鏡的多発血管炎	93	原発性胆汁性肝炎	143	ミオクロニーア脱力発作を伴うてんかん
44	多発血管炎性肉芽腫症	94	原発性硬化性胆管炎	144	レノックス・ガスター症候群
45	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	95	自己免疫性肝炎	145	ウエスト症候群
46	悪性間節リウマチ	96	クローン病	146	大田原症候群
47	バージャー病	97	潰瘍性大腸炎	147	早期ミオクロニーア脳症
48	原発性抗リン脂質抗体症候群	98	好酸球性消化管疾患	148	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
49	全身性エリテマトーデス	99	慢胞性特発性偽性腸閉塞症	149	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
50	皮膚筋炎／多発性筋炎	100	巨大膀胱短小結腸管運動不全症	150	環状20番染色体症候群

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
151	ラスマッセン脳炎	214	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	277	リンパ管腫症/ゴーハム病
152	PCDH19関連症候群	215	フラー四徴症	278	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
153	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	216	両大血管右室起始症	279	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
154	徐波睡眠期持続性棘波を示すてんかん性脳症	217	エフスタン病	280	巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
155	ランドウ・クレフナー症候群	218	アルポート症候群	281	クリッパベル・トレノナー・ウェーバー症候群
156	レット症候群	219	ギャロウェイ・モワト症候群	282	先天性赤血球形成異常性貧血
157	ステージ・ウェーバー症候群	220	急速進行性糸球体腎炎	283	後天性赤芽球病
158	筋節性硬化症	221	抗糸球体基底膜腎炎	284	ダイアモンド・ブラックファン貧血
159	色素性乾皮症	222	一次性ネフローゼ症候群	285	ファンコニ貧血
160	先天性魚鱗癖	223	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	286	遺伝性鉄芽球性貧血
161	家族性良性慢性天疱瘡	224	紫斑病性腎炎	287	エブスタイン症候群
162	頬天疱瘡（後天性表皮水瘤症を含む。）	225	先天性腎性尿崩症	288	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
163	特発性後天性全身性無汗症	226	間質性膀胱炎（ハンナ型）	289	クロンカイト・カナダ症候群
164	眼皮膚白皮症	227	オスラー病	290	非特異性多発性小腸潰瘍症
165	肥厚性皮膚骨膜症	228	間質性細気管支炎	291	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）
166	弹性線維性仮性黄色腫	229	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	292	繩掛池腔外反症
167	マルファン症候群	230	肺胞低換気症候群	293	繩掛池腔遺残
168	エーラス・ダンロス症候群	231	$\alpha$ 1-アントリトリプシン欠乏症	294	先天性横隔膜ヘルニア
169	メンケス病	232	カーニー複合	295	乳幼児肝巨大血管腫
170	オクシピタル・ホーン症候群	233	ウォルフラム症候群	296	胆道閉鎖症
171	ウィルソン病	234	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	297	アラジール症候群
172	低ホスファターゼ症	235	副甲状腺機能低下症	298	遺伝性脾炎
173	VATER症候群	236	偽性副甲状腺機能低下症	299	囊胞性線維症
174	那須・ハコラ病	237	副腎皮質刺激ホルモン不応症	300	I g G4関連疾患
175	ウィーバー症候群	238	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	301	黄斑ジストロフィー
176	コフィン・ローリー症候群	239	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	302	レーベル遺伝性視神経症
177	ジュベール症候群開連疾患	240	フェニルケトン尿症	303	アッシャー症候群
178	モワット・ウィルソン症候群	241	高チロシン血症1型	304	若年発症型両側性感音難聴
179	ウイリアムズ症候群	242	高チロシン血症2型	305	遺伝性内リンパ水腫
180	ATR-X症候群	243	高チロシン血症3型	306	好酸球性副鼻腔炎
181	クルーゾン症候群	244	メープルシロップ尿症	307	カナバン病
182	アペール症候群	245	プロビオン酸血症	308	進行性白質脳症
183	ファイファー症候群	246	メチルマロン酸血症	309	進行性ミオクローン症候群
184	アントレー・ピクスラー症候群	247	イソ吉草酸血症	310	先天異常症候群
185	コフィン・シリス症候群	248	グルコーストランスポーター1欠損症	311	先天性三尖弁狭窄症
186	ロスマンド・トムソン症候群	249	グルタル酸血症1型	312	先天性僧帽弁狭窄症
187	歌舞伎症候群	250	グルタル酸血症2型	313	先天性肺靜脈狭窄症
188	多脾症候群	251	尿素サイクル異常症	314	左肺動脈右肺動脈起始症
189	無脾症候群	252	リジン原性蛋白不耐症	315	ネイルバテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）/LMX1B関連腎症
190	鰓耳腎症候群	253	先天性葉酸吸收不全	316	カルニチン回路異常症
191	ウェルナー症候群	254	ポルフィリン症	317	三頭酵素欠損症
192	コレイン症候群	255	複合カルボキシラーゼ欠損症	318	シトリシン欠損症
193	プラダー・ウィリ症候群	256	筋型糖原病	319	セビアブテリン還元酵素(SR)欠損症
194	ソース症候群	257	肝型糖原病	320	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
195	ヌーナン症候群	258	ガラクトース-1-リーン酸ウリジルトランスクフェラーーゼ欠損症	321	非ケトーシス型高グリシン血症
196	ヤング・シンプソン症候群	259	レシチンコレステロールアシルトランスクフェラーーゼ欠損症	322	$\beta$ -ケトチオラーゼ欠損症
197	1p36欠失症候群	260	シトステロール血症	323	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
198	4p欠失症候群	261	タンザール病	324	メチルグルタコン酸尿症
199	5p欠失症候群	262	原発性高カリミクロン血症	325	遺伝性自己炎症疾患
200	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	263	脳膜黄色腫症	326	大理石骨病
201	アンジェルマン症候群	264	無βリボタンパク血症	327	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）
202	スマス・マギニス症候群	265	脂防萎縮症	328	前眼部形成異常
203	22q11.2欠失症候群	266	家族性地中海熱	329	無虹彩症
204	エマヌエル症候群	267	高IgD症候群	330	先天性氣管挾窄症/先天性声門下挾窄症
205	脆弱X症候群開連疾患	268	中條・西村症候群	331	特発性多中心性キャップルマン病
206	脆弱X症候群	269	化膿性無菌性關節炎・壞疽性臍皮症・アクネ症候群	332	膠様滴状角膜ジストロフィー
207	繩掛脈幹遺残症	270	慢性再発性多発性骨髓炎	333	ハッチンソン・ギルフォード症候群
208	修正大血管転位症	271	強度性脊椎炎	334	脳クレアチニン欠乏症候群
209	完全大血管転位症	272	進行性骨化性線維異形成症	335	ネフロン病
210	単心室症	273	肋骨異常を伴う先天性側竪症	336	家族性低IgDリボタンパク血症1（ホモ接合体）
211	左心房形成症候群	274	骨形成不全症	337	ホモスチチン尿症
212	三尖弁閉鎖症	275	タノフオリック骨異形成症	338	進行性家族性肝内胆汁う滯症
213	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	276	軟骨無形成症		

※審査の結果、承認となった場合、申請書類一式を保健所が受理した日から医療給付の有効期間が始まります。

※申請書等は神奈川県のホームページでも取得できます。

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 茅ヶ崎市保健所 保健予防課 電話 0467-38-3315

### 3. 日常生活用具・補装具

日常生活用具

窓口：福祉課

身 知 難病 精

在宅の方で、日常生活の便宜を図るための日常生活用具を購入する際に、一部公費で助成します。（世帯の所得に応じて自己負担額があります。）

また、すでに給付を受けている用具と同一の用具の再交付に係る申請については、耐用年数を経過していることが条件になります。

※購入後の助成はできませんので、必ず事前にご相談ください。

※ストマ用装具と頭部保護帽については、施設入所者も対象となります。

難病の方も症状に応じて対象となるので相談してください。（医師の意見書が必要な場合があります。）

《必要な物》 ○身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

○見積書 ○購入する用具のパンフレット等 ○マイナンバーのわかるもの

※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元(実存)確認ができるものをお持ちください。  
(表紙裏ページをご覧ください)

※令和5年4月1日現在

区分	給付用具名	給付を受けられる方	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台 (介護保険優先)	・下肢又は体幹機能障がい2級以上(3歳以上) ※3歳未満の支給に関しては医師が必要と認める場合のみ可。  【難病患者等】・寝たきりの状態にある方で医師の診断により必要性を認める方	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8
		・下肢又は体幹機能障がい2級以上 (常時介護を要する方) ・重度又は最重度の知的障がい児者(3歳以上) ※3歳未満の支給に関しては医師が必要と認める場合のみ可。  【難病患者等】・寝たきりの状態にある方で医師の診断により必要性を認める方	褥瘡の防止、又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの(マットにビニール等の加工をしたもの)	
	特殊マット (介護保険優先)	・下肢又は体幹機能障がい1級の学齢児以上 (常時介護を要するもの)	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者(難病患者等)又は介護者が容易に使用し得るもの	5
		【難病患者等】・自力で排尿できない方で医師の診断により必要性を認める方		
	入浴担架	・下肢又は体幹機能障がい2級以上で、入浴にあたって家族等の介助を要する(3歳以上)	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5

区分	給付用具名	給付を受けられる方	性能	耐用年数
介護・訓練支援用具	体位変換器 (介護保険優先)	・下肢又は体幹機能障がい2級以上(学齢児以上)  【難病患者等】・寝たきりの状態にある方で医師の診断により必要性を認める方	介護者が容易に使用し得るもの	5
		・下肢又は体幹機能障がい2級以上(3歳以上)  【難病患者等】・下肢または体幹機能に障がいがある方で医師の診断により必要性を認める方		
	移動用リフト (介護保険優先) 注※住宅改修を伴うものを除く	・下肢又は体幹機能障がい2級以上(3歳以上)  【難病患者等】・下肢または体幹機能に障がいがある方で医師の診断により必要性を認める方	介護者が重度身体障がい児者(難病患者等)を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの	4
		・下肢又は体幹機能障がい2級以上(3歳以上の児童)  【難病患者等】・下肢または体幹機能に障がいがある方で医師の診断により必要性を認める方		
自立生活支援用具	訓練いす (児童用)	・下肢又は体幹機能障がい2級以上(3歳以上の児童)	原則として付属のテーブルを付けるものとする	5
	訓練用ベッド	・下肢又は体幹機能障がい2級以上(3歳以上の児童)  【難病患者等】・下肢または体幹機能に障がいがある方で医師の診断により必要性を認める方	腕・脚の訓練ができる器具を備えたもの	8
		・入浴に介助を要する下肢又は体幹機能障がい児者(3歳以上)  【難病患者等】・入浴に介助を要する方で医師の診断により必要性を認める方		
	便器 (手摺付き可、介護保険優先)	・下肢又は体幹機能障がい2級以上(学齢児以上)  【難病患者等】・常時介護を要する方で医師の診断により必要性を認める方	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者(難病患者等)または介護者が容易に使用し得るもの  注※取り替えにあたり、住宅改修を伴うものは居宅生活動作補助用具とする	8
		平衡機能又は下肢障害若しくは体幹機能障がい		
移動・移乗支援用具(歩行支援用具) (介護保険優先) 注※設置に住宅改修が伴うものを除く	T字状・棒状の杖	・平衡障がい又は下肢障がい若しくは体幹機能障がいを有し、家庭内の移動等において介助を必要とする方(3歳以上)	手に持つて歩行の助けとするもの	3
		【難病患者等】 ・下肢が不自由な方で医師の診断により必要性を認める方	おおむね次のような性能を有する手すり・スロープ等であること。 ア 障がい者(難病患者等)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有する イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする	8

区分	給付用具名	給付を受けられる方	性能	耐用年数
	頭部保護帽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢又は体幹機能障がいで頻繁に転倒する方（施設入所の方も可）</li> <li>・てんかんの発作等により頻繁に転倒する方（学齢児以上）</li> </ul>	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	3
	特殊便器 注※取り替えにあたり、住宅改修を伴うものは住宅生活動作補助用具とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢機能障がい2級以上（学齢児以上の児及び者）</li> </ul> <p>【難病患者等】・上肢機能に障がいがある方で医師の診断により必要性を認める方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい者で障がい程度がAの方で、訓練を行っても排便後の処理ができない者</li> </ul>	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及び介護している者が容易に使用し得るもの。	8
自立生活支援用具	火災警報器 (火災発生の感知避難が困難な方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい者で障がい程度がAの方（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）</li> <li>・身体障害者手帳2級以上の方（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の方（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）</li> </ul> <p>【難病患者等】・医師の診断により必要性を認める方（火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯）</p>	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8
	自動消火器 (火災発生の感知避難が困難な方)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障がい者で障がい程度がAの方（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）</li> <li>・身体障害者手帳2級以上の方（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳1級の方（火災発生の感知および避難が著しく困難な障がい者のみの世帯およびこれに準ずる世帯）</li> </ul> <p>【難病患者等】・医師の診断により必要性を認める方（火災発生の感知および避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯およびこれに準ずる世帯）</p>	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8

区分	給付用具名	給付を受けられる方	性能	耐用年数
自立生活支援用具	電磁調理器	・視覚障がい2級以上の方で障がい者のみ又は障がい者、高齢者のみの世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6
		・知的障がいで障がい程度Aの方で障がい者のみ又は障がい者、高齢者のみの世帯	知的障がい者が容易に使用し得るもの	
	歩行時間延長信号機用小型送信機	・視覚障がい2級以上 (学齢児以上)	視覚障がい児者が容易に使用し得るもの	10
在宅療養等支援用具	聴覚障がい者用屋内信号装置	・聴覚障がい2級の方 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められるもの)	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	10
	透析液加温器	・腎臓機能障がい3級以上の方 (自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う方)	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5
	ネプライザー(吸入器)	・呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい児者で必要と認められる方(学齢児以上) 【難病患者等】・呼吸器機能に障がいのある方で医師の診断により必要性を認める方	障がい者(難病患者等)または介護者が容易に使用し得るもの	5
		・呼吸器機能障がい4級以上又は同程度の身体障がい児者で必要と認められる方(学齢児以上) ※学齢児未満の支給に関しては医師が必要と認める場合のみ可。 【難病患者等】・呼吸器機能に障がいのある方で医師の診断により必要性を認める方	障がい者(難病患者等)または介護者が容易に使用し得るもの	
酸素ボンベ運搬車	電気式たん吸引器	・医療保険による在宅酸素療法を行う方	障がい者が容易に使用し得るもの	10
	視覚障がい者用体温計(音声式)	・視覚障がい2級以上の方のみの世帯及びこれに準ずる世帯(学齢児以上)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5
	視覚障がい者用体重計(音声式)	・視覚障がい2級以上の方のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5
情報	パルスオキシメーター	・呼吸器機能障がい3級以上の方 ・心臓機能障がい3級以上の方 【難病患者等】・人工呼吸器を装着している方又は呼吸器機能障がいのある方で医師の診断により必要性を認める方	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障がい者(難病患者等)が容易に使用し得るもの	5
		・音声言語機能障がい又は肢体不自由であって、発声、発語に著しい障がいを有する方(学齢児以上)	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい児者が容易に使用し得るもの	

区分	給付用具名	給付を受けられる方	性能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	情報・通信支援用具（パソコン周辺機器及びソフト等の購入）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上</li> <li>・上肢機能障がい2級以上（学齢児以上）</li> </ul> ※音声ソフトについては視覚障がい2級以上の方のみ	障がい者向けの情報機器（パーソナルコンピューター又は携帯情報端末）用周辺機器・アプリケーションソフト ※情報機器がバージョンアップし、ソフトが使用できなくなった場合は支給可能。	1回
	点字ディスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上の方で、就学中若しくは就労中又は就労が見込まれる方</li> </ul>	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6
	点字器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がいの方（学齢児以上）</li> </ul>	点字を打つための器具	7
	点字タイプライター	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上の方で、就学中若しくは就労中又は就労が見込まれる方</li> </ul>	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上（学齢児以上）</li> </ul>	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6
	視覚障がい者用活字文書読み上げ装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上（学齢児以上）</li> </ul>	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6
	視覚障がい者用拡大読書器	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者で、本装置で文字を読むことが可能になる方</li> </ul>	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文章等）をモニターに映し出せるもの	8
	視覚障がい者用時計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい2級以上の方</li> </ul>	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10
	聴覚障がい者用通信装置（ファックス等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい者又は発声・発語に著しい障がいがある学齢児以上の者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。（世帯に1台）</li> </ul>	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	5
	聴覚障がい者用情報受信装置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚障がい3級以上の方で本装置によりテレビの視聴が可能になる者（世帯に1台）、（学齢児以上）</li> </ul>	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい児者が容易に使用し得るもの	7

区分	給付用具名	給付を受けられる方	性能	耐用年数
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭(笛式)	・音声・言語機能障がいのうち喉頭摘出者の方	人工的に音声を発することのできるもの	4
	人工喉頭(電動式)	・音声・言語機能障がいのうち喉頭摘出者の方 ※気管カニューレ付きとした場合は3,100円増しとする。	人工的に音声を発することのできるもの	5
	点字図書	・視覚障がいの方で、主に情報の入手を点字に依っている方	点字により作成された図書	—
排泄管理支援用具	ストマ用装具・洗腸用具	・膀胱又は直腸機能障がいの方	①皮膚保護ペースト (皮膚保護パテ) ②皮膚保護パウダー ③皮膚保護ウエハー ④コンベックス・インサート ⑤固定様ベルト ⑥剥離剤(リムーバー) ⑦皮膚被膜剤(スキンバリア) ⑧レッグバッグ (下肢装着用蓄尿袋) ⑨ナイト・ドレナージバッグ (夜間用蓄尿袋) ⑩ストマ袋カバー ⑪サージカルテープ ⑫皮膚保護剤穴あけ専用はさみ ⑬消臭剤 ⑭潤滑剤 ⑮洗浄剤 ⑯凝固剤 ⑰ガーゼ ⑱洗腸用具	—

区分	給付用具名	給付を受けられる方	性能	耐用年数
排泄管理支援用具	紙おむつ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳所持者で次のいずれかに該当する方（3歳以上）           <ul style="list-style-type: none"> <li>① 治療によって軽快の見込のないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない方</li> <li>②先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある方</li> <li>③先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある方で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの</li> <li>④脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿若しくは排便の意思表示が困難な方</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・紙おむつ、サラシ又はガーゼ</li> <li>・尿取りパット</li> <li>・おしり拭き (おしり拭き用脱脂綿、ガーゼ含む)</li> </ul>	—
	収尿器	・脊髄損傷等による排尿障がい（特に失禁のある場合）の方（3歳以上）	身体に固定して尿をためておく袋	1
居宅用具	居宅生活動作補助用具（小規模な住宅改修を伴うもの）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下肢、体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る）を有する者であって、障がい等級3級以上の方（学齢児以上）※ただし、特殊便器への取り替えをする場合は上肢2级以上の方</li> </ul>	障がい者の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1回
		【難病患者等】・下肢または体幹機能に障がいがある方で医師の診断により必要性を認める方		

- 1 施設入所者が支給対象となる品目は、ストマ用装具と頭部保護帽のみです。
- 2 「準する世帯」とは、障がい者と高齢者の世帯です。
- 3 介護保険対象者は介護保険で給付要件に該当しない品目が対象となります。
- 4 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含みます。

身体障害者手帳の交付を受けている方で、身体上の失われた部位・機能を補うために必要な装具を購入・修理・貸与する際に一部公費で助成します。

原則1割負担ですが、世帯によって月額負担上限額を決定します。(所得額が一定以上の世帯の方は、対象外になります)。補装具の購入・修理によって、必要書類が異なりますので詳しくは福祉課までお問い合わせください。

※購入・修理後の助成はできませんので、必ず事前にご相談ください。

※難病の方も症状に応じて対象となるので相談してください。



《必要な物》 ○身体障害者手帳

○見積書 ○医師の意見書、処方箋（種類により、異なります。）

○マイナンバーのわかるもの

※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。（表紙裏ページをご覧ください）

補 装 具 一 覧 表		
種 類	対 象 者	備 考
義肢		
装具		
座位保持装置		
車いす		
電動車いす		
歩行器		
歩行補助つえ	肢体不自由の方	介護保険優先 (レンタル)
重度障害者用意思伝達装置		
座位保持いす		
起立保持具		
頭部保持具		
排便補助具		
視覚障害者安全つえ		
義眼	視覚障がいの方	
眼鏡		
補聴器	聴覚障がいの方	
	軽度・中等度難聴児	18歳未満の方
		18歳未満の方

## 4. 住宅

### 住宅設備改善費の助成（介護保険優先）

窓口：福祉課

身 知

在宅の方で、障がいのある方が住みやすいように既存住宅の浴室、便所、玄関等を改造する経費の一部を助成しています。ただし、同じ対象者が同じ住宅に関して行う改造の経費の助成は原則1回とし、新築の住宅については該当しません。

※住宅改修後の助成はできませんので、必ず事前にご相談ください。

《対象者》 ①身体障害者手帳1・2級の交付を受けている方

②知能指数 35以下（療育手帳A1・A2）

③身体障害者手帳3級の交付を受けている方で、知能指数50以下の方

《助成額》 助成額は、工事内容及び世帯の収入により、異なります。

（一定以上の収入のある世帯の方は、対象外になります）

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

### 県営住宅への入居優遇

窓口：神奈川県住宅営繕事務所

身 知 精

定期募集（5月・11月）入居申込の際に一般申込者より当選率が通常の3倍相当になります。また、身体に障がいのある方は、身体障がい者世帯向住宅（車いす利用者・その他障がい者用）をお申し込みできます。（県営住宅の単身者向住宅には、障がい者の優遇はありません）

《対象者》 ①身体障害者手帳1～4級の交付を受けている方

②療育手帳A1～B1の交付を受けている方

③精神障害者保健福祉手帳1～3級の交付を受けている方

精神に障がいのある方で1～3級の国民年金・厚生年金または共済年金の証書を交付されている方、並びに知的障がいのある人でこれと同等の証書を交付されている方

《募集時期》 定期募集（5月・11月）、常時募集（通年）

《相談窓口》 神奈川県住宅営繕事務所 入居管理課

電話 045-311-8105

FAX 045-311-8107

## 県営住宅家賃の減免

窓口：株式会社 東急コミュニケーションズ

身 知 精

県営住宅へ入居している方が次に該当する場合、申請により家賃が減免になります。

	該当する障がい程度	減免割合
入居者	①身体障害者手帳1・2級の方 ②重度の知的障がい者（療育手帳A1・A2） ③精神障害者保健福手帳1級の方	世帯の収入が一定額以下の中は、基本家賃額の5割又は3割が減免になります。
	①身体障害者手帳3・4級の方 ②中度の知的障がい者（療育手帳B1） ③精神障害者保健福祉手帳2級の方	世帯の収入が一定額以下の中は、基本家賃額の3割から1割が減免になります。

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓口》 指定管理者 株式会社 東急コミュニケーションズ 本厚木サービスセンター  
電話 046-297-0112

## あんしん賃貸支援事業

窓口：神奈川県居住支援協議会

身 知 精

高齢者世帯、障がい者世帯、外国人世帯、子育て世帯の入居を受け入れることとして登録された民間賃貸住宅に関する情報提供や居住支援を行うことにより、高齢者等の入居をサポートする事業です。

《情報取得》次のホームページにて、あんしん賃貸住宅、協力不動産店及び居住支援団体を検索できます。

【かながわあんしん賃貸住宅検索システム】

ホームページアドレス <http://www.machikyo.or.jp/kyojyushien/bukken/>

《窓口》 神奈川県居住支援協議会

【事務局】（公社）かながわ住まいまちづくり協会

電話 045-664-6896

FAX 045-664-9359

## 5. 手当・年金等

### 神奈川県在宅重度障害者等手当

窓口：福祉課

身 知 精

在宅で、常時介護を必要とする重度重複障がい者の方を対象とした制度です。

基準日（支給年度の8月1日）時点で、次の受給要件アからオの全ての要件を満たす方で、定められた申請期間中（毎年8月1日から9月10日）に福祉課に申請書または現況届を提出した方に、年額6万円を支給するものです（基準日の翌年1月に支給）。

※一度認定された方でも、毎年「現況届」の提出が義務付けられています。

※住所変更、氏名変更、町外転出または当手当認定者が死亡した場合、障害者手帳等の等級変更をした場合には、当手当の変更および廃止の手続きが必要です。

#### 《受給要件》

ア	障害要件	次の（1）から（5）のいずれかに該当する方 (1) 身体障害者手帳1級、2級 + 療育手帳A1、A2、B1※（または知能指数50以下の判定証明書） (2) 身体障害者手帳1級、2級 + 精神障害者保健福祉手帳1級 (3) 精神障害者保健福祉手帳1級 + 療育手帳A1、A2※（または知能指数35以下の証明判定書） (4) 身体障害者手帳3級 + 精神障害者保健福祉手帳1級 + 療育手帳B1※（または知能指数50以下の判定証明書） (5) 特別障害者手当又は障害児福祉手当を受給している方（申請年度の8月分の支給を受けていること） ※（1）、（4）の場合、療育手帳の等級が「B1」、（3）の場合には療育手帳の等級が「A2」であっても知能指数によっては要件を満たさないことがありますので、福祉課までご相談ください。
イ	在住要件	基準日時点で、6か月以上、神奈川県内に継続してお住まいの方
ウ	在宅要件	基準日の前日までの1年間（前年8月1日から当年7月31日）に、継続して3か月を超えて、医療機関や障害者支援施設等に入院（入所）していない方 ※対象となる医療機関や施設についてはお問い合わせください。
エ	年齢条件	次の1から5のうち1つでもあてはまる方 1. 65歳よりも前に、身体障害者手帳の交付を受けたことがある方 2. 65歳よりも前に、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたことがある方 3. 65歳よりも前に、療育手帳の交付を受けるなど、児童相談所や更生相談所などにおいて知的障がい者と判定された方 4. 65歳よりも前に、特別障害者手当または障がい児福祉手当を受けたことがある方 5. 平成21年度に神奈川県在宅重度障がい者等手当を受給された方
オ	所得要件	所得による支給制限があります。状況によっては「所得状況届」や所得の状況を証明する書類が必要なことがあります。

20歳以上で、常時特別の介護を必要とする状態で、毎年の所得が次の基準以下の方に支給されます。ただし、施設に入所している方、3か月以上病院に入院している方は対象になりません。次の《基準障がい程度》の障がいが2つ以上あるか、それと同等以上の状態の方が対象となります。

#### 《基準障がい程度》

- ①両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの（矯正視力による）若しくは視野に著しい障がいを有するもの
- ②両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ③両上肢の機能に、著しい障がいを有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの、もしくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- ④両下肢の機能に、著しい障がいを有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑤体幹の機能に、座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- ⑥①～⑤のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたり安静を必要とする病状が①～⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑦精神の障がいであって、①～⑥と同程度以上と認められる程度のもの

#### 《所得基準》

扶養親族等の数	前年分所得額	
	本 人（請求者）	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
備 考	以下1人増すごとに 本人の場合 380,000円を加算 配偶者等の場合 213,000円を加算	

《支給額》 月額27,980円

《支給月》 2・5・8・11月に各3か月分の手当が支給されます。

※認定されると、申請月の翌月分から支給となります。

《必要な物》 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

○手当用診断書（福祉課にあります）

○前年分所得額が確認できるもの（年金受給者は年金証書等）

○世帯全員の住民票の写し ○マイナンバーのわかるもの

※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元（実存）確認ができるものをお持ちください。

（表紙裏ページをご覧ください）

精神・知的又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している父母又は養育者に支給されます。

ただし、児童が障がいを理由とした公的年金を受給している場合や児童福祉施設等に入所中の場合は受給できません。

#### 《1級に該当する障がい程度》

- ①視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの
- ②視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が28度以下のもの
- ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
- ⑤両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- ⑥両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑦両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑧両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑨両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑩両下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑪体幹の機能に、座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
- ⑫①～⑪のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑧と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- ⑬精神の障がいであって、①～⑫と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑭身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が①～⑬と同程度以上と認められる程度のもの

#### 《2級に該当する障がい程度》

- ①視力の良い方の眼の視力が0.07以下のもの
- ②視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの
- ③ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI/4指標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI/2指標による両眼中心視野角度が56度以下のもの
- ④自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
- ⑤両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
- ⑥平衡機能に著しい障がいを有するもの
- ⑦そしゃくの機能を欠くもの
- ⑧音声又は言語機能に著しい障がいを有するもの
- ⑨両上肢のおや指とひとさし指又は中指を欠くもの
- ⑩上肢のおや指とひとさし指又は中指の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑪一上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑫一上肢のすべての指を欠くもの

- ⑬一上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑭両下肢のすべての指を欠くもの
- ⑮一下肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ⑯一下肢を足関節以上で欠くもの
- ⑰体幹の機能に、歩くことができない程度の障がいを有するもの
- ⑱①～⑯のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑯と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は、日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- ⑲精神の障がいであって、①～⑯と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑳身体の機能の障がい若しくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が①～⑯と同程度以上と認められる程度のもの

《所得基準》※所得が下記の基準未満の方が対象です。(6月末日請求分まで)

扶養親族等の数		
	本人(請求者)	配偶者及び扶養義務者
0人	4,596,000円	6,287,000円
1人	4,976,000円	6,536,000円
2人	5,356,000円	6,749,000円
3人	5,736,000円	6,962,000円
備 考	以下1人増すごとに 本人の場合 380,000円を加算 配偶者等の場合 213,000円を加算	

※7月以降に申請の場合、所得基準が変更となる可能性があります。

#### 《支給額》

等級	令和5年4月現在
1級 児童1人につき	月額53,700円
2級 児童1人につき	月額35,760円

《支給月》 8月・11月・4月(各月11日)の年3回各4か月分が支給されます。

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 子育て支援課 子ども家庭担当

電話 0467-74-1111

父母の離婚、死亡等により、父又は母と生計を共にできない児童がいる場合や、父又は母が重度の障がい状態にある場合、児童を養育している父母又は養育者に支給されます。障がい年金を受給している方は、子の加算部分の額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額分が支給されます。障害年金以外の公的年金等（遺族年金、老齢年金、労災年金、遺族補償等）を受給している方は、その年金額が児童扶養手当額を下回る場合、その差額分が支給されます。ただし、児童が児童福祉施設等に入所中の場合は受給できません。

《支給額》 <児童一人につき>

区分	令和5年4月現在
全部支給	月額44,140円
一部支給	月額44,130～10,410円

※児童2人目は5,210円～10,420円加算、3人目以降は3,130円～6,250円加算。

※所得金額により支給額が異なります。

《支給月》 11月、1月、3月、5月、7月、9月（各月11日）の年6回  
支給月の前月までの月分が支給されます。

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 子育て支援課 子ども家庭担当 電話 0467-74-1111

## 障害児福祉手当

窓口：福祉課

身 知 精

20歳未満で、常時介護を必要とする状態で、扶養義務者等の所得額が次の基準以下の方に支給されます。ただし、施設等に入所している方、障がいを支給事由とする年金を受けている方は対象になりません。次の《基準障がい程度》の障がいのうち、いずれかに該当する方が対象です。

《基準障がい程度》

- ①両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの（矯正視力による）
- ②両耳の聴力が、補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- ③両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
- ④両上肢のすべての指を欠くもの
- ⑤両下肢の用を全く廃したもの
- ⑥両大腿を2分の1以上失ったもの
- ⑦体幹の機能に、座っていることができない程度の障がいを有するもの
- ⑧①～⑦のほか、身体の機能の障がい又は長期にわたる安静を必要とする病状が①～⑦と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁することを不能ならしめる程度のもの
- ⑨精神の障がいであって、①～⑧と同程度以上と認められる程度のもの
- ⑩身体の機能の障がいもしくは病状又は精神の障がいが重複する場合であって、その状態が①～⑨と同程度以上と認められる程度のもの

## 《所得基準》

扶養親族等の数	前年分所得額	
	※本人	配偶者及び扶養義務者
0人	3,604,000円	6,287,000円
1人	3,984,000円	6,536,000円
2人	4,364,000円	6,749,000円
3人	4,744,000円	6,962,000円
備 考	以下1人増すごとに ※本人の場合 380,000円 配偶者等の場合 213,000円を加算	

※ここでいう「本人」とは障害児福祉手当の認定を受けようとする児童のことです。

《支給額》 月額 15,220円

《支給月》 2・5・8・11月に各3か月分の手当が支給されます。

※認定されると、申請月の翌月分から支給となります。

《必要な物》 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

○手当用診断書（福祉課にあります）

○前年分所得額が確認できるもの

○世帯全員の住民票の写し ○マイナンバーのわかるもの

※この申請はマイナンバーを利用する手続きです。マイナンバーカードをお持ちでない方は通知カード及び身元(実存)確認ができるものをお持ちください。

(表紙裏ページをご覧ください)

## 心身障害者扶養共済制度

窓口：福祉課

身 知 精

障がい者を扶養している方が、毎月一定の掛金を納め、扶養している方が死亡、又は著しい障がいを有する状態となったとき、その方が扶養していた障がい者に年金を支給するものです。※1人の障がい者につき2口まで加入できます。

《加入資格》 将来独立自活することが困難な身体障がい者（1～3級）、知的障がい者、その他精神又は身体に永続的な障がいを有する者の扶養者で、次の条件にすべて該当する方

①町内に住んでいること。

②65歳未満であること。

③特別の疾病又は障がいがなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。

《掛金月額》 加入時期や加入年齢により掛金が異なります。

（1口月額 5,600円～23,300円）

※掛金の減免・免除の制度もあります。

- 《年金等の給付》
- ①加入者が死亡、又は著しい障がいを有する状態となったときは、加入者の扶養していた障がい者に1口加入の場合は毎月2万円、2口加入の場合は毎月4万円の年金が支給されます。
  - ②1年以上加入している方で障がい者が先に亡くなられたときは、加入者に対して、加入期間に応じ1口につき30,000円～250,000円の弔慰金が支給されます。
  - ③5年以上加入している方で任意に脱退された場合は、加入期間に応じて1口につき45,000円～250,000円の脱退一時金が支給されます。

《手続方法》 詳しくは、福祉課までお問い合わせください。

## 特別障害給付金

窓口：保険年金課

身 知 精

《対象者》 次の条件を満たす方に支給されます。

- ①平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ②昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者

であって、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日（障がいの原因となる傷病について初めて医師又は歯科医師の診療を受けた日）があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障がいの状態に該当する方。

※ただし、65歳に達する日の前日までに当該障がい状態に該当された方に限ります。

※なお、障害基礎年金や障害厚生年金などを受給できる方は対象外です。

《支給額》 1級 月額 52,300円（令和4年度の額）

2級 月額 41,840円（令和4年度の額）

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 保険年金課 年金担当

電話 0467-74-1111

## 障害基礎年金

窓口：保険年金課

身 知 精

《対象者》 次の条件を満たす方に支給されます。

- ①初診日（病気やケガで初めて医師の診療を受けた日）において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有している方
- ②初診日の月の前々月までの被保険者期間のうち、保険料を納めた期間（免除期間等含む）が被保険者期間の2／3以上であること。
- ③障がい認定日（原則初診日から1年6ヶ月の時点）に、一定以上の障がいの状態にあること。または、障害認定日に該当しなかった方が65歳に達する日の前日までに該当するようになった方。ただし、20歳前に初診日のある障がいでは、上記①、②に該当しなくても、20歳以降に一定以上の障がいの状態にある方は対象となります。

※②については、令和8年3月31日までに初診日がある場合、特例としてその前々月までの1年間に保険料を未納なく納めた期間（免除期間等含む）であれば良いことになっています。

《支給額》 1級 年額 972,250円（令和4年度の額）

2級 年額 777,800円（令和4年度の額）

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 保険年金課 年金担当 （電話 0467-74-1111）

## 6. 情報伝達支援

### 手話通訳者の設置

窓口：福祉課



聴覚又は音声・言語機能障がいのある方の、地域における日常生活上のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者を福祉課に設置しています。

平日の午前8時30分～午後5時15分の間、福祉課窓口に手話通訳者を設置していますので、役場での手続き等にご利用ください。



### 手話通訳者・要約筆記者の派遣

窓口：福祉課



聴覚又は音声・言語機能障がいのある方で、日常生活上必要な場合に手話通訳者・要約筆記者を派遣します。

派遣申請をする場合には、派遣希望日の7日前までに申請してください。派遣にかかる費用は、無料です。

《対象者》 聴覚もしくは音声・言語機能障がいの身体障害者手帳の交付を受けている方

### 110番アプリシステム・FAX110番システム

窓口：神奈川県警察本部

110番アプリシステムは、警察庁が開発し、事件事故の発生（通報）場所を管轄する都道府県警察に通報するもので、スマートフォン等を使って警察官と文字による対話で110番通報することができます。

FAX110番システムは、FAXを使用して110番通報することができます。

#### 【利用方法：110番アプリシステム】

##### ○スマートフォンの場合

iPhone端末の方はAppStoreから、Android端末の方はGooglePlayから「110番アプリ」を検索し、ダウンロードしてください。

##### ○フィーチャーホン（ガラケー）の場合

「<https://mobile110.npa.go.jp>」にアクセスしてください。

#### 【利用方法：FAX110番システム】

FAX番号：0120-110-221 又は 045-210-0110（有料）

《対象者》 聴覚もしくは音声・言語機能障がい等で、電話での110番通報をすることが困難な方

《問合せ先》 神奈川県警察本部 通信指令課

電話 045-211-1212（内線 3631）

## FAX 119通報システム

窓口：茅ヶ崎市消防本部及び福祉課

身

FAX を利用して火災や救急などの緊急通報を行い、救急車や消防車の出動を要請することができます。要請専用の用紙があり、福祉課窓口での配布又は下記のリンク及び2次元バーコードからダウンロードできます。

《対象者》 聴覚もしくは音声・言語機能障がいのある方で、電話で緊急通報することが困難な方

《通報番号》 寒川町にお住まいの方は、電話機のFAXから局番なしの「119」



《問合せ先》 茅ヶ崎市消防本部指令情報課

電話 0467-82-1111

FAX 0467-85-1112 (24時間対応)

リンク先 URL <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/fire/emergency/1001592/1001595.html>

用紙は福祉課窓口での配布又は下記のリンク及び2次元バーコードからダウンロードできます。

## NET 119緊急通報システム

窓口：茅ヶ崎市消防本部及び福祉課

身

聴覚障がいなどの理由で、音声による119番通報が困難な方のためのシステムです。スマートフォン等を使いチャット形式で消防に通報することができます。利用するには事前登録が必要です。なお、通信料は自己負担となります。

《対象者》 寒川町に在住・在勤もしくは在学し、音声による通報が困難な方。

《手続方法》 福祉課窓口へお越し下さい。(スマートフォン等をご持参ください)

《問合せ先》 茅ヶ崎市消防本部指令情報課

電話 0467-82-1111

FAX 0467-85-1112 (24時間対応)

次の郵便物を出されるとき郵便物の料金が免除になります。

- 《対象物》 ①点字のみを掲げたものを内容とする郵便物【点字郵便物】  
②視覚障がい者（盲人）用の録音物又は点字用紙を内容とするものを日本郵便株式会社が指定する点字図書館・点字出版施設等あてに差し出す郵便物又はこれらの施設から差し出す郵便物【特定録音物等郵便物】

- 《注意事項》 ①郵便物の表面の左上部（横に長いものにあっては右上部）に「点字用郵便物」の文字を記載してください。  
②点字郵便物及び特定録音物等郵便物は開封して差し出していただく必要があります。  
③大きさ・重量の制限があります。

## はがきの無料配布（青い鳥郵便葉書の無償配布） 窓口：日本郵便株式会社

日本郵便株式会社では、重度の身体障がい者及び重度の知的障がい者で、受付期間内にご希望いただいた方に、青い鳥をデザインしたオリジナル封筒に通常郵便葉書を入れた「青い鳥郵便葉書」20枚を無料で配布しています。詳しくは、最寄の集配を受け持つ郵便局へお問い合わせください。

- 《配布の対象》 ①重度の身体障がい者（1級又は2級の方）  
②重度の知的障がい者（療育手帳に「A」又は「1度、2度」と表記されている方

《受付期間》 4月3日（月）から5月31日（水）まで（厳守）

4月20日（木）以降のお渡しになります。

※内容が一部変更になる可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

## 7. 税金

### 所得税の障がい者控除

窓口：藤沢税務署

身知精

障がいのある方が納税者である場合、その同一生計配偶者又は扶養親族のうちに、障がいのある方がいる場合、次の額が所得から控除されます。

#### 《対象者》

障がい者（27万円控除されます）
① 身体障害者手帳 3～6級の交付を受けている方
② 精神保健指定医などにより知的障がいと判定された方
③ 精神障害者保健福祉手帳 2・3級の交付を受けている方 など
特別障がい者（40万円控除されます）
① 身体障害者手帳 1・2級の交付を受けている方
② 精神保健指定医などにより重度の知的障がいと判定された方
③ 精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方 など
同居特別障がい者（75万円控除されます）
上記、特別障がい者に該当する方が同居している場合

《窓口》 〒251-8566 藤沢市朝日町 1-11  
藤沢税務署 電話 0466-22-2141

### 町民税・県民税の障がい者控除

窓口：税務収納課

身知精

障がいのある方が納税者である場合、又は控除対象配偶者及び扶養親族のうち、障がいのある方がいる場合、次の額が所得から控除されます。

#### 《対象者》

障がい者（26万円控除されます）
① 身体障害者手帳 3～6級の交付を受けている方
② 療育手帳 B
③ 精神障害者保健福祉手帳 2・3級の交付を受けている方
特別障がい者（30万円控除されます）
① 身体障害者手帳 1・2級の交付を受けている方
② 療育手帳 A
③ 精神障害者保健福祉手帳 1級の交付を受けている方 等
同居特別障がい者（53万円控除されます）
上記、特別障がい者に該当する方が同居している場合

## 相続税の障がい者控除

窓口：藤沢税務署

身 知 精

相続人が障がい者である場合、相続税額から一定額が控除されます。

### 《対象者》

障がい者 (85歳に達するまでの年数に10万円を 乗じた金額を相続税額から控除します。)	特別障がい者 (85歳に達するまでの年数に20万円を 乗じた金額を相続税額から控除します。)
<ul style="list-style-type: none"><li>① 身体障害者手帳3~6級の交付を受けて いる方</li><li>② 精神保健指定医などにより知的障がいと 判定された方</li><li>③ 精神障害者保健福祉手帳2・3級の交付 を受けている方 など</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 身体障害者手帳1・2級の交付を受けて いる方</li><li>② 精神保健指定医などにより重度の知的障 がいと判定された方</li><li>③ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受 けている方 など</li></ul>

《窓口》 〒251-8566 藤沢市朝日町1-11  
藤沢税務署 電話 0466-22-2141

## 個人事業税の非課税・減免

窓口：藤沢県税事務所

身

次の条件に該当し、個人で事業を行っている方については、その個人事業税が非課税又は減免となります。

### 《対象者》 ○非課税の場合

両眼の視力を喪失した方、又は両眼の視力が0.06以下である方が、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業を行う場合

### ○減免の場合

身体障害者手帳1~4級をお持ちの方が事業を行う場合において、納期限までに申請書の提出があった時は、事業税額から5,000円を限度として減免されます。

《窓口》 〒251-8534 藤沢市鵠沼石上2-7-1  
藤沢県税事務所 電話 0466-26-2111

障害者手帳の交付を受けている方1人につき、1台のみ一定額を減免します。

営業車、リース車は除きます。減免を受けることができる自動車は、軽自動車を含めて障がいの方1人について1台に限られます。

**※ 減免を受けた場合は、町の福祉タクシー券は利用できません。**

申請に必要な書類、申請の期限などについては電話窓口又は窓口へお問い合わせください。  
《対象となる障がいの範囲》

障害者手帳・障がいの区分		障がいの等級
身体障害者手帳	下肢	1～7級
	体幹	1～3級、5級
	乳幼児期以前の非進行性 脳病変による運動機能	1級、2級（1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く） 移動機能
	上肢	1～7級
	視覚	1～3級、4級の1
	聴覚	2級、3級
	音声又は言語機能	3級
	平衡機能	3級、5級
	心臓機能	1級、3級、4級
	じん臓機能	1級、3級、4級
	呼吸器機能	1級、3級、4級
	ぼうこう又は直腸の機能	1級、3級、4級
	小腸の機能	1級、3級、4級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能	1～4級
	肝臓機能	1～4級
療育手帳		A1、A2
精神障害者保健福祉手帳		1級

※戦傷病者手帳の交付がある場合は、自動車税コールセンターまたは藤沢県税事務所へお問い合わせください。

《減免の対象となる自動車》

- ① 障がいの方もしくは障がいの方と生計を一にする方が取得（所有）する自動車で、障がいの方もしくは障がいの方と生計を一にする方が運転し、障がいの方の日常生活において専ら使用する自動車
- ② ①に該当する自動車で障がいの方が福祉施設等に入所している場合、障がいの方の帰宅や通院などのために継続的に週1日以上使用していることが証明された自動車
- ③ 障がいの方が取得（所有）する自動車で、単身世帯または障害者手帳等（障がいの種別・程度は問いません）の交付を受けている方のみで構成される世帯の場合、障がいの方を常時介護する方が、障がいの方のために専ら運転する自動車

《電話窓口》自動車税コールセンター 電話 045-973-7110（お間違えのないようお願いします。）

# 軽自動車税（種別割）の減免

窓口：税務収納課

身 知 精

障害者手帳の交付を受けている方1人につき、1台のみ減免します。

営業車、リース車は除きます。

減免を受けることができる自動車は、普通自動車、軽自動車のどちらか1台に限られます。

※ 減免を受けた場合は、町の福祉タクシー券は利用できません。

毎年、納期限までに申請をしないと減免が受けられません。

納付書が届いたら、速やかに申請してください。手続等については、窓口へお問い合わせください。

## 《対象者》

障害者手帳・障がいの区分		障がいの等級	
身体 障 害 者 手 帳	視覚	1級から3級まで及び4級の1	
	聴覚	2級及び3級	
	平衡機能	3級及び5級	
	音声機能又は言語機能	3級	
	上肢機能	1級、2級	
	下肢機能	1級から7級（※）まで	
	体幹機能	1級から3級まで及び5級	
	乳幼児期以前の非進行性脳 病変による運動機能	上肢機能	1級及び2級（1上肢のみに運動 機能障がいがある場合を除く。）
		移動機能	1級から7級まで
	心臓機能	1級、3級及び4級	
	じん臓機能	1級、3級及び4級	
	呼吸器機能	1級、3級及び4級	
	ぼうこう又は直腸の機能	1級、3級及び4級	
	小腸の機能	1級、3級及び4級	
	ヒト免疫不全ウイルスによ る免疫機能	1級から4級まで	
	肝臓機能	1級から4級まで	
療育手帳		A1・A2	
精神障害者保健福祉手帳		1級	

※下肢7級のみでは障害者手帳が交付されないため、他に障がいがあり、障害者手帳  
が交付されている方が減免の対象となります。

## 《減免の対象となる自動車》

①障がい者本人が所有する軽自動車

②障がい者と生活を一つにする方が所有し、障がい者の方のために専ら使用する軽自動車

《必要なもの》 ○身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳

○軽自動車税納付書 ○車検証 ○運転免許証（運転される方のもの）

《窓口》 税務収納課 収納担当

電話 0467-74-1111

## 8. 公共料金の割引・減免

### JR 鉄道運賃の割引

窓口：各駅の乗車券売場

身 知

JRなどで乗車券を購入する際には、各駅の乗車券販売窓口にて身体障害者手帳、療育手帳を提示してください。

鉄道会社により対象内容が異なる場合があります。

詳しくは、各駅の窓口へお問い合わせください。

#### 《対象者》

乗 車 形 態		本 人 の 年 齡	割 引 内 容	割 引 率
第1種障がい者	本人が、単独で片道100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5割引
	本人が介護者とともに乗車する場合（距離制限なし）	12歳未満	普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券を除く）	本人、介護者とも5割引
		12歳以上	定期乗車券 ※	介護者のみ 5割引
			普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券を除く） 定期乗車券 ※	本人、介護者とも5割引
第2種障がい者	本人が、単独で片道100kmを超える区間を乗車する場合	制限なし	普通乗車券	5割引
	本人が、介護者とともに乗車する場合（距離の制限なし）	12歳未満	定期乗車券 ※	介護者のみ 5割引

※ 介護者に対しては通勤定期乗車券を発売

### 国内航空運賃の割引

窓口：各航空会社

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が各航空会社の国内路線をご利用する場合は、運賃割引制度があります。詳しくは、各航空会社へお問い合わせください。

#### 《対象者》

種 别	割 引 対 象 者
第1種・第2種障がい者（12歳以上）	本人・介護者とも

#### 《窓 口》 各航空会社

## バス運賃の割引

窓口：福祉課

身 知

乗車時に、運賃割引証を提示してください。

《対象者》

種 別	割 引 対 象 者	割 引 率
第1種障がい者	本人・介護者とも	
第2種障がい者	12歳以上は本人のみ	普通乗車券は、5割引
	12歳未満は本人・介護者とも	定期乗車券は、3割引

《必要な物》身体障害者手帳または療育手帳  
印鑑（朱肉をつかうもの）



## 寒川町コミュニティバス「もくせい号」の割引 窓口：都市計画課

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、寒川町コミュニティバス「もくせい号」をご利用した際に手帳を提示してください。運賃 100円でご利用できます。

\*障がいのある人の介護者も同様に 100円で乗車できます。ご利用になる際は、介護者である旨を乗務員へご申告ください。

《窓 口》 都市計画課 都市計画・開発指導担当 電話 0467-74-1111

## 有料道路通行料金の割引

窓口：福祉課

身 知

障がい者が日本道路公団等の有料道路を利用する場合、通行料金の割引が受けられます。利用にあたっては福祉課窓口、もしくはオンラインで事前に申請する必要があります。

車を持っておらずレンタカーを利用する場合なども割引の対象になりますが、ETC 無線通行（ノンストップ走行）で割引を希望される場合は、車の登録と ETC の申請が必要です。

《対象者》  第2種身体障害者手帳をお持ちの方 \*障がい者本人が運転する場合のみ  
 第1種身体障害者手帳、A1 又は A2 の療育手帳をお持ちの方  
\*障がい者本人又は介護者（家族等）が運転し、障がい者本人が乗車する場合

《必要な物》  身体障害者手帳、療育手帳

運転する方の免許証（障がい者本人が運転する場合のみ）

\*車両を登録する方は、次の物もお持ちください

自動車検査証

（「所有者の氏名又は名称」の記録がない電子車検証の場合、申請者のスマートフォン等で読み取った車検証情報等により車検証情報を確認します）

\*車両を登録の上、ETC をご利用の方は、次の物もお持ちください

OETC カード（20歳未満の場合を除き、障がい者本人名義の物）

OETC 車載器セットアップ申込書・証明書

\*オンラインでの申請や、制度の詳細等についてはこちらの QR を参照ください→

（ホームページ：有料道路における障害者割引制度のオンライン申請）



## タクシー運賃の割引

窓口：各タクシー会社

身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は、タクシーをご利用した際に手帳を提示してください。乗車料金が1割引（10%割引）されます。  
事業者により対象外の場合があります。

詳しくは、各タクシー会社へお問い合わせください。

## 福祉タクシー制度

窓口：福祉課

身 知

在宅の重度障がい者が寒川町と協定を結んでいるタクシー会社を利用した場合、500円（初乗り料金が1,000円を超える場合には1,000円）を助成するタクシー券を交付しています。交付枚数は、1月当たり4枚で、申請された月から年度末までの一括交付で、年度内48枚までです。交付は同年度内1回のみになります。

- ※対象外
- ・生活保護受給世帯。
  - ・町民税（住民税）課税世帯。

※普通自動車税、軽自動車税の減免を受けている方は、福祉タクシー制度はご利用できません。どちらか一方になります。

※寒川町と協定を結んでいるタクシー会社でのみ使用できます。協定を結んでいないタクシー会社を使用してしまった場合は自己負担となります。

※乗車1回につき1枚使用できます。乗車1回で複数枚まとめての使用はできません。

《対象者》 次のいずれかの障がい程度に該当する方

- ①身体障害者手帳 下肢障がい 1～2級
- ②身体障害者手帳 上肢障がい 1級
- ③身体障害者手帳 内部機能障がい 1級
- ④身体障害者手帳をお持ちで  
人工透析治療のため医療機関に通院している方
- ⑤身体障害者手帳 体幹障がい 1～2級
- ⑥身体障害者手帳 視覚障がい 1～2級
- ⑦療育手帳 A1・A2をお持ちの方
- ⑧知能指数 35以下の方
- ⑨特定疾患医療受給者証をお持ちの方



《必要な物》 ○身体障害者手帳、療育手帳または特定疾患医療受給者証  
○町民税額等が証明できるもの（非課税証明書等）

## 水道料金の減免

窓口：神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所

身 知 精

県営水道を利用している次の世帯は、水道料金の基本料金が減免になります。手続き方法については、窓口へお問い合わせください。（パソコンやスマートフォンによる電子申請もできます。）

- 《対象世帯》
- ①身体障害者手帳1・2級を交付されている方がいる世帯
  - ②療育手帳A1・A2を交付されている方がいる世帯
  - ③精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている方がいる世帯
  - ④児童扶養手当を受給している世帯
  - ⑤特別児童扶養手当を受給している世帯
  - ⑥遺族基礎年金を受給している世帯
  - ⑦要介護度4・5の方がいる世帯
  - ⑧次の2つ以上に該当する方がいる世帯（同一の方が2つ以上に該当している場合のみ対象）
    - (1) 療育手帳B1・B2を交付されている方
    - (2) 身体障害者手帳3級を交付されている方
    - (3) 精神障害者保健福祉手帳2級を交付されている方

※なお、老人ホーム等の施設に入所されている場合や、入院されている場合は対象外となります。

《窓口》 〒253-0042 茅ヶ崎市本村4-5-22

神奈川県企業庁茅ヶ崎水道営業所

電話 0467-52-6151

## NHK放送受信料の免除

窓口：福祉課・NHKかながわ西営業センター

身 知 精

次に該当する場合、受信料が全額又は半額免除になります。申請書の発行及び証明は、福祉課で行っています。申請書を受け取り後、窓口にご郵送もしくはご持参ください。

### 《対象》

#### 全額免除

- 「身体障がい者」「知的障がい者」「精神障がい者」の方が世帯構成員で、世帯全員の方が市町村民税（住民税）非課税の場合

#### 半額免除

- 視覚障がいまたは聴覚障がいの方が世帯主で受信契約者の場合
- 重度の障がい者（身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者）の方が世帯主で受信契約者の場合

《窓口》（申請書発行および証明）福祉課

（申請書送付先） 〒243-0432 海老名市中央2-9-50

海老名プライムタワー12F

NHKかながわ西営業センター

電話 046-235-7000

## 携帯電話料金の割引

窓口：各携帯電話会社

身 知 精

携帯電話の基本料金等が割引になります。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《対象者》 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方

《窓 口》 各携帯電話会社



## ふれあい案内(無料番号案内)

窓口：NTT 東日本

身 知 精

対象者は事前に申請することにより、NTT の電話番号案内が無料で利用できます。

お申し込み、お問い合わせ等、詳しい内容は、次の窓口へお問い合わせください。

《対象者》 ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかの障がいのある方  
(1) 視覚障がい 1～6級  
(2) 肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）1級、2級  
(3) 聴覚障がい 2級、3級、4級、6級  
(4) 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい 3級、4級  
②療育手帳をお持ちの方 ③精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方  
④戦傷病者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかの障がいがある方  
(1) 視力の障がい 特別項症～第6項症の方  
(2) 上肢の障がい 特別項症～第2項症の方

《窓 口》 NTT 東日本「ふれあい案内（無料番号案内）」

電話 0120-104174 FAX 0120-104134

受付時間 午前9時～午後5時（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

## 寒川駅南口・北口自転車等駐車場定期利用の減免

窓口：寒川駅南口・北口自転車等駐車場管理室

身 知 精

自転車の定期利用を契約する場合は、定期利用料金が半額となります。（バイク除く）

詳しくは、窓口へお問い合わせください。



《対象者》 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳のいずれかを交付されている方

《窓 口》 寒川町南口自転車等駐車場管理室 電話・FAX 0467-75-5080  
寒川町北口自転車等駐車場管理室 電話・FAX 0467-75-5018

月曜日から金曜日：6時30分～20時

土曜日・日曜日・祝日：7時～15時（12月31日午後から1月3日は除く）

## 9. 緊急・防災

### 災害時避難場所

窓口：町民安全課

身 知 精

災害時の避難場所には、一時避難場所と広域避難場所があります。

**一時避難場所** 自治会や町内会の単位で、災害時に広域避難場所へ避難する前に最初に避難し、様子を見たり周囲の状況を確認する場所で、災害時の危険を回避するために一時的に避難する場所です。

**広域避難場所** 地震などにより火災が延焼拡大して地域全体が危険になったときに避難する場所で、町では各小中高等学校のグラウンドと、さむかわ中央公園の10カ所を指定しています。

**避 難 所** 家が倒壊したり、焼失した人を収容する目的で、各小中高等学校の体育館などや寒川総合体育館の10カ所を予定しています。

自治会名	一時避難場所	広域避難場所（避難所）
田端	田端地域集会所	寒川高等学校
大曲	大曲地域集会所	
一之宮東	一之宮愛児園	
中瀬	中瀬地域集会所	南小学校
筒井	筒井地域集会所	
一之宮西	南部文化福祉社会館	
一之宮ソフィア	一之宮小学校	一之宮小学校
一之宮北（旧第1自治会）	寒川中学校	
一之宮北（旧第2自治会）	一之宮公園	寒川中学校
新町	新町会館	
岡田東	東守神社、岡田地域集会所、 福祉活動センター	寒川東中学校
越の山住宅	越の山自治会館	
岡田西	寒川小学校、岡田地域集会所、 福祉活動センター	
新橋アパート	寒川小学校	寒川小学校
宮山（根岸中、根岸下、才 リーブの丘）	宮山根岸集会所	
宮山南部	さむかわ中央公園	さむかわ中央公園 (寒川総合体育館)
大蔵	大蔵地域集会所	
小谷	小谷地域集会所	小谷小学校
岡田もくせいハイツ	岡田もくせいハイツ集会所	

自治会名	一時避難場所	広域避難場所（避難所）
県営寒川もくせいハイツ第2	県営寒川もくせいハイツ 第2集会所	小谷小学校
菅谷台	菅谷台集会所	
宮山（根岸上、下、雷、馬場）	宮山地域集会所	旭が丘中学校
宮山（上合）	旭保育園	
宮山（中里上、中里下、河原、サザン）	旭が丘中学校	北部文化福祉会館
宮山（旭）	北部文化福祉会館	
小動	小動地域集会所	倉見原・才戸公民館、倉見大村地域集会所
倉見（才戸1、原、新・旧ひかり、大村第1・2）	倉見原・才戸公民館、倉見大村地域集会所	
倉見（才戸2、南町、桜町上・中・下、川端、レンゴー、新・旧みどり、わかば、川端シンフォニー）	旭小学校	倉見地域集会所
倉見（十二天1・2、新町、西町、入町）	倉見地域集会所	

※避難場所の詳しい場所は、寒川町ホームページにて確認できます。

詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 町民安全課 災害対策担当  
電話 0467-74-1111



また、次の事業所と災害時における障がい者の緊急時の収容施設としての受け入れに関する協定を結んでいます。

名称	所在地	電話番号
社会福祉法人 翔の会 空と海	茅ヶ崎市芹沢 786	0467-54-5424
社会福祉法人 翔の会 湘南鬼瓦	茅ヶ崎市甘沼 123-2	0467-52-1005
神奈川県立 茅ヶ崎支援学校	茅ヶ崎市西久保 29-1	0467-57-5379

詳しくは、福祉課または町民安全課へお問い合わせください。

障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)が平成24年10月1日より施行されました。

この法律は障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、自立や社会参加の害となる虐待を防止するため、障がい者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、その他の障がい者虐待を防ぐ法律です。

障がい者虐待の通報・届出先が寒川町福祉課となります。虐待の自覚は問われません。発見した際にはご協力ください。なお、守秘義務がありますので、通報・届出者が誰なのかが漏れることはできません。

【通報・届出先】

○平日・日中 (8時30分～17時15分)

寒川町役場 福祉課 障がい福祉担当  
電話 0467-74-1111  
FAX 0467-74-5613

○休日(土・日・祝日)・夜間 (17時15分～8時30分)

寒川町役場 警備室  
電話 0467-74-1111

## ○3つの障がい者虐待

- ① 養護者による障がい者虐待
- ② 障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待
- ③ 使用者による障がい者虐待

## ○障がい者虐待の例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷や痛みを与える行為。身体をしばりつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを制限すること。</p> <p>【具体的な例】・殴る、蹴る ・身体拘束（部屋に閉じこめる、施設側の都合で睡眠薬を服用させる等） 等</p> 
性的虐待	<p>性的な行為やその行為を強要すること。（表面上は同意しているように見えても本意かどうかを見極める必要があります）</p> <p>【具体的な例】 ・性交　・性器への接触　・性的行為の強要 ・わいせつな言葉を発する　・わいせつな映像を見せる 等</p> 
心理的虐待	<p>脅し、侮辱等の言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】・悪口を言う ・怒鳴る　・ののしる　・無視する ・人格をおとしめるような扱いをする 等</p> 
放棄・放任 (ネグレクト) ※セルフネグレクトも含む	<p>食事や排泄、入浴、洗濯等、身辺の世話や介助をせず、障がい者の状態を悪化させること。</p> <p>※障がい者本人が自らの生活や健康等を損なう状態にある場合をセルフネグレクトと言います。この場合も積極的な支援が必要です。</p> <p>【具体的な例】 ・十分な食事や水分を与えない　・清潔を保持しない 等</p> 
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだます等して)、財産や年金、賃金を使ったり、本人がお金を使うことに対して理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】 ・年金等を渡さない　・日常生活に必要なお金を渡さない 等</p> 

※資料：障害者虐待防止マニュアル(NPO法人 PandA-J)を参考に作成

## 緊急通報システムの貸与

窓口：福祉課

身

在宅のひとり暮らしの重度障がい者で日常生活上注意を要する状態の方に対し、病気や災害時の緊急事態発生時に、迅速な救援体制がとれるように緊急通報システムを貸与しています。

《対象者》ひとり暮らしの在宅重度障がい者で日常生活に注意を要する状態にある方

※65歳以上の方については、高齢介護課でも同様な制度を行っておりますので、詳しくはお問い合わせください。

《費用》 ○通報に要する通話料金 ○設置時に機材設置費 5,000円（税抜）

○収入印紙代 200円

《必要な物》 ○身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A1、A2）、精神手帳（1級）

○印鑑（朱肉をつかうもの）

## 救急医療情報キット配布

窓口：福祉課

身 知 精

救急時に必要な情報を記入した情報シート、保険証の写し等を保管容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、万一の救急時に救急隊員がその情報を活用して、迅速な救命活動等を行えるよう備えるもので、希望する方に配布します。

《対象者》障がいのある方、ひとり暮らしまたは日中ひとりになってしまう高齢者等

《窓口》地域の民生委員・児童委員、福祉課

※配布は、地域の民生委員・児童委員が行います。



## SOSネットワーク

窓口：福祉課

身 知 精

SOS ネットワークとは、障がいのある方が行方不明になった時に、早期発見できるように関係機関（警察、民生委員・児童委員、障がい者相談支援事業者、社会福祉協議会等）と連携をとり、本人の安全と家族の安心を支えるための事業です。

早期発見のために、事前に登録することをお勧めしています。

なお、登録情報については、警察等の関係機関と共有し、捜索時に利用します。

《対象者》65歳未満で障がいのある方

※65歳以上の方については、高齢介護課へお問い合わせください。

《必要な物》 ○印鑑（朱肉をつかうもの） ○写真2枚

## 10. 日常生活の援助

### 訪問入浴サービス

窓口：福祉課

身

家庭において入浴することが困難な方に、専門の民間事業者が移動入浴車で自宅に訪問し、看護師などの専門スタッフが入浴の補助を行います。

入浴回数は、週1回（7月～9月は週2回）になります。

《対象者》 家庭での入浴が困難な在宅の重度障がい児者

《費用》 費用の一部について、自己負担があります。

《必要な物》 ○身体障害者手帳 ○印鑑（朱肉をつかうもの）

○医師の意見書（用紙は福祉課にあります。）

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

### 車いすの貸与

窓口：社会福祉協議会

身 知 精

在庫の範囲内で1か月を目途に車いすを無料レンタルしています。

《対象者》 町内に在住する歩行困難な方

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓口》 寒川町社会福祉協議会

電話 0467-74-7621 FAX 0467-74-5716

### おむつ代の助成

窓口：社会福祉協議会

身 知

3歳以上の方で年度内にかかった紙おむつ代について、月額1万円（18歳以上は5千円）を限度に半額助成しています。

《対象者》 町内在住で身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けており、在宅で常時紙おむつを必要としている方を介護している家族。

なお、他の制度により助成を受けている方は除きます。

《必要な物》 ○紙おむつ代のレシートまたは領収書の原本

○身体障害者手帳または療育手帳

○預金通帳等（振込先が分かるもの）

※レシートは、1年度分は有効ですが、年度をまたぐと受付できませんのでご注意ください。（年度：4月1日から3月31日まで）

※申請月があるので、手続き方法など詳しくは窓口へお問い合わせください。

《窓口》 寒川町社会福祉協議会

電話 0467-74-7621 FAX 0467-74-5716

## 各種資金の貸し付け

窓口：社会福祉協議会

身 知 面

生活福祉資金や緊急援護資金など、目的に応じた各種資金の貸付制度があります。

資金の貸付と民生委員および社会福祉協議会の生活支援とが一体となって、借受世帯の自立と安定に向けて支援を行います。各種資金には、それぞれに貸し付けの条件、基準があります。

《対象者》 身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方が属する世帯。

《手続方法》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 寒川町社会福祉協議会

電話 0467-74-7621 FAX 0467-74-5716

## 日常生活自立支援事業（あんしんサービス）

窓口：社会福祉協議会

身 知 面

認知症高齢者や知的障がい、精神障がいがある方などに対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を契約によって行うことにより、自立した生活を送れるよう支援します。（契約を結ぶ前に面談や調査等の時間がかかります。）

《対象者》 寒川町に在住し、この事業の内容を理解でき、契約能力はあるが、物事の判断が不十分な方で、次のいずれかに該当する方

- ① 概ね65歳以上の方
- ② 身体、知的、精神に障がいのある方など

《内 容》 ①福祉サービスの利用援助

福祉サービスに関する情報提供、利用または利用をやめるために必要な手続き、苦情解決制度を利用する手続きを援助します。

（※できないことがあります…保証人になるとこと、福祉施設等の入所契約、治療・入院に関する契約、介護、看護、買い物、掃除など）

②日常的金銭管理サービス

- ・銀行などに行って、日常的に必要なお金の出し入れの支援
- ・家賃や光熱水費、福祉サービスの利用料などの支払い、口座引き落としの手続き

（※できないことがあります…預貯金の資金運用や確定申告など）

③書類等の預かりサービス

預金通帳や印鑑など大切な書類をお預かりし、貸金庫など安全な場所で保管します。（預金通帳、印鑑、年金証書、保険証書など）

（※お預かり出来ない物…貴金属、骨董品、有価証券、書画、宝石、現金など）

《利用料》 前年の町県民税年額によって変わります（無料から月額1万円までの段階有り）。

ただし、上記③の書類等預かりサービスについては、月500円

《手続方法》 詳しくは、下記窓口へ電話か、直接窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 寒川町社会福祉協議会

電話 0467-74-7621 FAX 0467-74-5716

町内在住で、様々な事情により後見人などの引き受け手がなく、身上監護を中心として成年後見人などが必要な方について、寒川町社会福祉協議会が法人として成年後見人などになることができます。（寒川町社会福祉協議会が後見人になるかどうかの判断は、家庭裁判所が行います）

- 《対象者》
- ①寒川町に在住し、他の適切な法定後見人候補者が得られない方
  - ②生活保護を受給している方
  - ③町県民税非課税世帯で高額な資産・財産を所有していない方

《内 容》 法人が後見人としての役割（身上監護、財産管理）を担います。

《窓 口》 寒川町社会福祉協議会

電 話 0467-74-7621  
FAX 0467-74-5716

## 成年後見相談

「成年後見制度」に関する相談に、専門家がお答えしています。相談は無料、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

《対象者》 町内在住の方、福祉関係の事業所など

《日 時》 毎月第1金曜日 午後1時～午後3時（祝日の場合は翌週）  
1回60分以内 1日に2組まで

《場 所》 寒川町健康管理センター

※要事前予約（先着順）。相談日の前日までに、社会福祉協議会にご連絡ください。

《窓 口》 寒川町社会福祉協議会  
電 話 0467-74-7621  
FAX 0467-74-5716

障がいのある方や高齢の方への成年後見制度の利用を支援します。

## 《相談内容》

- ①成年後見制度の説明・情報の提供
- ②申立手続きの説明・書き方等の支援
- ③親族後見人に対する相談・助言（後見内容・後見での困りごと等）
- ④弁護士による法的助言の提供

※相談員がお話をよくお伺いした上で、必要に応じて法的助言（弁護士）をお受けし回答します。

## 《相談方法》（祝日・年末年始は休み）

- 電話相談（月曜日～金曜日〈随時〉）  
午前9時～午後5時まで
- 来所相談（事前予約制）  
午前9時～午後5時まで

## 《相談窓口》

かながわ成年後見推進センター  
電話：045-311-8873  
FAX：045-314-3472

神奈川県の委託を受けて、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会が実施しています。  
詳しくは相談窓口までお問い合わせください。

## 福祉有償運送

窓口：社会福祉協議会ボランティアセンター

身 知 精

単独では公共交通機関の利用が難しく、かつ、行政が実施している「自動車税の減免制度」、「福祉タクシー制度」等を利用していない方を対象に、ボランティアの協力のもと車での送迎を行います。（有料：利用料金（行先により異なる）、保険代（年1回））

《対象者》 上記の内容に加えて、次のいずれかに該当する方

- ① 外出時には車いすが必要な方
- ② 身体障害者手帳1級、2級の交付を受けている方
- ③ 療育手帳A1、A2の交付を受けている方
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ⑤ その他、運行管理責任者が必要と認めた方

※原則、付き添いの方が必要です。

※車の運転をするボランティアは、身体的な介助を行うことができません。

《内 容》 病院や福祉施設、支援学校等への送迎を行います。

※平日 午前9時～午後5時（年末年始を除く）

※ご利用は月4回までとなります。

《窓 口》 寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター

電 話 0467-72-3721

FAX 0467-72-0277



## 自動車の運転に不安を感じたら安全運転相談へ

身

窓口：県警 運転教育課

病気や身体の障がい等がある方の運転免許の取得や、運転の継続、運転免許証の返納等について、本人又はその家族からの相談を受け付けています。

《電話番号》 安全運転相談ダイヤル #8080

（全国共通の番号です。発信場所の都道府県の安全運転相談窓口につながります）

《受付時間》 月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時まで

（土曜・日曜・祝休日・年末年始の休日を除く。）

《窓 口》 神奈川県警察本部 運転教育課 適性審査係

FAX 045-363-7816（聴覚障がいのある方専用）

## 駐車禁止除外指定車の指定

窓口：茅ヶ崎警察署

身 知 精

駐車禁止除外指定車の標章を掲出することにより、道路標識等で駐車が禁止されている場所や時間制限駐車区間規制場所に駐車することができます。

(都道府県によっては、除外されない場合があります。)

※平成19年9月1日に神奈川県道路交通法施行細則が一部改正され、これまで車両を指定して交付されていた標章が、障がい者本人に対して交付されるようになりました。

### 《対象者》

◆身体障害者手帳が交付されている方で次の表のいずれかに該当する方

障害の区分	身体障害者福祉法施行規則 別表第5号に規定する障がいの級別	
視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1	
聴覚障がい	2級及び3級	
平衡機能障がい	3級	
上肢不自由	1級、2級の1及び2級の2	
下肢不自由	1級から4級までの各級	
体幹不自由	1級から3級までの各級	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級及び2級(1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)
	移動機能	1級及び2級
心臓機能障がい	1級及び3級	
じん臓機能障がい	1級及び3級	
呼吸器機能障がい	1級及び3級	
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	
小腸機能障がい	1級及び3級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	

※ 戦傷病者手帳の交付がある場合は、茅ヶ崎警察署へお問合せください。

※ 視覚障がい4級は、「視力」にかかる場合(4級の1)については対象となります  
が、「視野」にかかる場合(4級の2)は対象となりません。

※ 上肢不自由2級は、上肢の障がいが「両上肢」にわたる場合(2級の1及び2級の2)  
は対象となりますが、「片上肢」のみで2級の場合(2級の3及び2級の4)は対象  
となりません。

◆療育手帳A1又はA2の交付を受けている方

◆精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

◆色素性乾皮症と認定された方

《手続方法》 詳しくは、茅ヶ崎警察署へお問い合わせください。

《必要な物》 ○住民票（交付後 3か月以内のもの。写しでも可）  
○旧標章本版（更新の方のみ）  
○手帳 ○手帳のコピー（広げて写しをとってください）

《窓口》 茅ヶ崎警察署 交通課 交通総務係  
電話 0467-82-0110（代表）  
受付日時 月曜日から金曜日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始を除く）  
午前 9 時～正午 午後 1 時～午後 4 時



# 11. 就労、職業相談機関

## 就労相談

窓口：福祉課

身 知 精

障がいのある人の就労適性に合わせた職場を探す「就労支援」、長く働き続ける為の「定着支援」、働く為の「生活支援」に関する様々なご相談に相談員（就労支援機関職員）がお応えします。

相談は無料で秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

《相談日》 隔月（奇数月）の第4水曜日（祝日の場合は次週）

実施回	実施日	担当相談員
第1回	2023年5月24日（水）	ハローワーク藤沢職員
第2回	2023年7月26日（水）	湘南地域就労援助センター職員
第3回	2023年9月27日（水）	ハローワーク藤沢職員
第4回	2023年11月22日（水）	湘南地域就労援助センター職員
第5回	2024年1月24日（水）	ハローワーク藤沢職員
第6回	2024年3月27日（水）	湘南地域就労援助センター職員

### 時 間

《時 間》 午後2時～午後4時まで（1回60分以内）

《場 所》 寒川町役場 本庁舎2階 町民相談室

《相談員》 ハローワーク藤沢職員・湘南地域就労援助センター職員  
(上記職員のいずれか)

《対 象》 寒川町内在住の障がいのある方及びそのご家族

《申込方法》 事前予約制（各回2組まで・先着順）  
相談日の前日までに福祉課へ電話かFAXまたはメールもしくは直接

《問い合わせ》 福祉課 障がい福祉担当  
TEL 0467-74-1111（内線145）  
FAX 0467-74-5613  
E-mail [fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp)



## 公共職業安定所（ハローワーク）

身 知 精 他

障がい者の就労について、ハローワークの専門の担当官が、職業相談、職業紹介、職場定着を行っています。また、就職の支援から職場定着までを支援機関と連携して行っています。

第1～4木曜日の午後2～4時は、手話協力員も配置しております。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

- 《内 容》
- 職業相談、職業紹介、職場開拓、就労支援、定着支援
  - 雇用保険や雇用促進制度の取り扱い
  - 雇用に関する関係機関との連携・情報提供

《窓 口》 藤沢公共職業安定所

〒251-0054

藤沢市朝日町 5-12 藤沢労働総合庁舎 2階 3番専門援助窓口

電話 0466-23-8609 ダイヤルイン 47#



## 神奈川障害者職業センター

身 知 精 他

障がい者、事業主に対して、就職・復職および職場定着のための支援を行います。

- 《内 容》
- 職業相談・職業評価・職業リハビリテーション計画の策定、職場適応支援
  - 職業準備支援
  - 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援
  - うつ病で休職中の方への職場復帰支援
  - 事業主に対する障がい者の雇用管理等についての助言その他援助等
  - 就労支援機関等の職員に対する研修

《窓 口》 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 神奈川支部

神奈川障害者職業センター

〒252-0315 相模原市南区桜台13-1

電話 042-745-3131 FAX 042-742-5789

## 湘南地域就労援助センター

身 知 精

障がいのある方の就労の促進と定着を図るため、次のような支援を行っています。

- 《支援内容》
  - 障がい者・関係者に対する就労に関する相談
  - 就職前の職場実習・就労準備実習の提案
  - 就職後の職場定着支援：就労後の相談、必要に応じて職場等への訪問による支援、職場との調整
  - 事業主に対する障がい者の雇用に関する相談

《窓 口》 湘南地域就労援助センター

〒251-0041 藤沢市辻堂神台 1-3-39 タカギビル 4 階  
電話 0466-30-1077 FAX 0466-34-5411

## 神奈川障害者職業能力開発校

身 知 精

障がいのある方への、就職に必要な知識・技術を習得するための職業訓練を行っています。また、地域の企業、社会福祉法人、NPO 等の様々な委託先を活用して、県内各地で短期間の職業訓練「トライ！」も実施しています。

《対象者》 職業能力を身につけ、就職の意思のある方

- 《訓練コース》 総合 CAD、IT チャレンジ、Web・DTP 制作（身体・精神障がい者対象）  
ビジネスサポート（視覚障がい者対象）、ビジネスキャリア（身体・知的障がい者対象）、総合実務（知的障がい者対象）、ビジネス実務、サービス実務（精神障がい者対象）

《窓 口》 神奈川障害者職業能力開発校

〒252-0315 相模原市南区桜台 13-1  
電話 042-744-1243 FAX 042-740-1497

新しく職業に就こうとする知的障がいの方に対し、基礎的な技能を習得するとともに、全寮制の生活訓練により、基本的な労働習慣や生活習慣を体得し、雇用労働者として就労できるよう訓練します。

《対象者》 義務教育修了以上で、25歳未満の知的障がい者と判定された方

《訓練コース》 職業能力開発促進法に基づく普通職業訓練の短期課程

訓練定員：60名（1年次生=30名、2年次生=30名）

訓練期間：2年（全寮制）

訓練内容：

- ・就労に必要な基礎的な技能の習得
- ・基本的な労働習慣や生活習慣の体得

訓練科目：1年次 職業基礎科

(コース) 2年次 総合加工技術コース、施設管理技術コース、  
物流販売技術コース

《窓口》 神奈川能力開発センター

〒259-1101 伊勢原市日向496

電話 0463-96-4555 FAX 0463-96-4593

ホームページアドレス <http://www.noukai.ac.jp>

キャンバス秦野（寮）

〒259-1306 秦野市戸川325

電話 0463-75-5430 FAX 0463-75-5431

《見学》 見学は原則、火曜日と木曜日の10時から、

寮の見学は火曜日と木曜日の14時からです。

あらかじめ、電話で予約したうえで、お越しください。

## 12. スポーツ・レクリエーション

### 神奈川県障がい者スポーツ大会

窓口：福祉課

身 知 精

毎年4月～7月まで障がいのある方を対象とした、スポーツ大会が行われています。

開催時期については、年によって異なります。毎年広報に掲載しておりますので、ご確認ください。大会に参加するには事前に申し込みが必要になります。

※障がい別に競技種目が異なります。

#### 《競技内容》

時期	大会名	対象者
4月頃	ボウリング競技会	知的障がい者
	アーチェリー競技会	身体障がい者
	フライングディスク競技会	身体障がい者 知的障がい者
	陸上競技会	知的障がい者
5月頃	陸上競技会	身体障がい者
7月頃	水泳競技会	身体障がい者 知的障がい者
1月頃	卓球競技会	身体障がい者 知的障がい者 精神障がい者
	サウンドテーブルテニス競技会	視覚障がい者
2月頃	ボッチャ競技会	身体障がい者

《窓口》 詳しくは、窓口へお問い合わせください。

### 湘南地区障がい者卓球大会

窓口：産業振興課・福祉課

身 知 精

藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町が主催で、毎年3月上旬頃に卓球大会を行っています。

詳しくは、窓口へお問い合わせください。

### 障がい者スポーツ教室

窓口：福祉課

身 知 精

体力の向上を維持するとともに、参加者同士の交流により障がい者スポーツの普及を図ることを目的に、毎年冬にスポーツ教室を開催しています。

詳しくは、窓口へお問い合わせください。

障がいの方が、レクリエーション等の団体活動に出かける時に利用できる、車いす昇降リフト付大型バスを運行します。（年間2日まで利用できます。）

ただし、施設、病院等事業者の利用はできません。

《対象者》 障がい児者が3分の1以上の20名～50名までのグループ

《申込方法》 利用日の3か月前の同日（申込初日が土・日・祝日・年末年始の場合は直後の平日）から受付を開始しますので、電話又はファックスにてお申し込みください。利用者多数の場合は抽選になります。また、空きがある場合は利用日の10日前までは受付が可能です。

《窓 口》 神奈中観光株式会社 福祉バス係

〒194-0004 東京都町田市鶴間7丁目6番22号

電話 042-706-4990 FAX 042-788-2651

※受付時間 月曜日～金曜日 10時～12時

※



## 13. 自立支援



### ■障がい福祉サービス

障がい福祉サービスは、居宅や施設における介護の支援を行う「介護給付」と、自立訓練や就労に向けた支援を行う「訓練等給付」、サービスを利用するにあたり、利用計画の相談や生活における相談を行う「相談支援」があります。

サービスを利用した時は、事業者や施設に対して利用者負担額（原則1割負担）を払います。（所得に応じて、月額の負担上限額の設定などがあります。）

サービスの詳しい手続き内容等につきましては、福祉課障がい福祉担当までお問い合わせください。

種類	内容	対象者			障がい 支援区分
		身体	知的	精神	
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	○	○	○	1 以上
	重度訪問介護	○	○	○	4 以上
	同行援護	○	-	-	-
	行動援護	-	○	○	3 以上
	療養介護	○	-	-	5 以上
	生活介護	○	○	○	3 以上
	短期入所 (ショートステイ)	○	○	○	1 以上
	重度障がい者等 包括支援	○	○	○	6 以上
	施設入所支援	○	○	○	4 以上

種類	内容	対象者			障がい支援区分
		身体	知的	精神	
訓練等給付	自立訓練 〔機能訓練 生活訓練〕	○	○	○	-
	就労移行支援	○	○	○	-
	就労継続支援	○	○	○	-
	就労定着支援	○	○	○	-
	自立生活援助	○	○	○	-
	共同生活援助 (グループホーム)	○	○	○	1以上
相談支援	計画相談支援	○	○	○	-
	地域移行支援	○	○	○	-
	地域定着支援	○	○	○	-

※利用できる障がい支援区分については、年齢によっては、記載している区分以下でも利用できる場合があります。

※共同生活援助には、家賃補助も含まれます。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

<計画相談支援について>

障がい福祉サービスを利用するにあたり、セルフプランについての相談及びサービス等利用計画の作成などの支援が受けられます。

障がい者（児）の自立した生活を支え、障がい者（児）の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。

また、サービス等利用計画、障がい児支援利用計画はご本人やご家族で作成することも可能です。（セルフプランといいます。）

寒川町にある事業所は以下のとおりです。

施設名	住所	電話番号
生活相談室 すまいる (計画相談支援、 障がい児相談支援)	寒川町岡田 1-9-1 司ビル107	0467-72-0175
ゆいっと (計画相談支援、 障がい児相談支援)	寒川町倉見 623-2	0467-39-5321



## 障がい福祉サービスの利用までの流れ

### ① 申請

事前に福祉課又は相談支援事業者に相談した上でサービスが必要な場合は申請していただきます。

### ② 調査

申請を行うと、認定調査員による調査（80項目の聞き取り等）が行われます。

### ③ 審査・判定

調査結果と医師の意見書をもとに審査判定が行われ、障害支援区分の認定が行われます。町での審査会は月1回です。

※ 児童は障害支援区分の認定が行われていないため、認定調査ではなく窓口での聞き取り（11項目程度）を行います。

### ④ サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案の提出

町から指定を受けた特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し提出します。もしくは本人がセルフプランを作成し提出することもできます。

### ⑤ 支給決定

障がい支援区分やサービス利用意向、介護者の状況、サービス等利用計画案・障がい児支援利用計画案等を勘案して決定します。決定者には障がい福祉サービス受給者証を交付します。

### ⑥ 事業者、施設との契約

サービスを利用する事業者を選び、利用者と契約を締結します。

### ⑦ サービス利用開始

サービス等利用計画案を作成した特定相談支援事業者やサービス提供事業所等において担当者会議を開催し、具体的なサービス等利用計画を作成後、サービス利用開始となります。

※サービスの種類によっては、上記の手順と異なる場合がありますので、詳しくは福祉課へお問い合わせください。

## 精神保健福祉士による相談

窓口：福祉課

精

精神障がい者やそのご家族から、福祉制度や福祉サービスの利用等に関するご相談に精神保健福祉の知識や経験を有する精神保健福祉士が福祉課窓口でお受けします。

ご相談内容に応じて、関係機関と連携を図りながら、対応します。

ご相談についての秘密は厳守しますので、お気軽にご相談ください。相談は無料です。

《受付時間》 月曜日から金曜日の午前8時30分～午後5時まで  
(祝日及び年末年始を除く)

《相談窓口》 福祉課 障がい福祉担当

電話 0467-74-1111

FAX 0467-74-5613

## 相談支援事業

窓口：生活相談室 すまいる、ゆいっと

身 知 精

日常生活に関することや、障がい福祉サービスの利用に関すること等について、次の委託相談支援事業所へ相談することができます。※費用は無料です。

《事業所》 【生活相談室 すまいる】

所在地：寒川町岡田 1-9-1 司ビル 107

電話：0467-72-0175 FAX：0467-74-2347

E-MAIL：[smile-soudan@syonokai.jp](mailto:smile-soudan@syonokai.jp)

受付時間：月曜日から金曜日 午前9時～午後6時

【寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと】

所在地：寒川町倉見 623-2

電話：0467-39-5537 FAX：0467-39-5475

受付時間：月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分

《対象者》 寒川町内にお住まいの障がいのある方とその家族、支援をされている方等

《相談方法》 • 来所相談（各相談支援事業所に行き、相談していただくもの）

• 電話（FAX・メール）相談

• 訪問相談（必要に応じてご自宅や通所先等に訪問をします）

※相談支援事業所に、医療的ケア児等コーディネーターを配置しています。

医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担っています。

## 障がい者基幹相談支援センター

窓口：さむかわ基幹相談支援センター

身 知 精

町内の障がい者相談支援事業所「すまいる」や「ゆいっと」と連携し、介護者の急病など緊急時の相談・困難なケースの相談等に対応します。

さらに、町民の皆さんや関係機関などからの相談に専門的な助言をするなどの協力体制を作っていきます。

※費用は無料です。

《窓 口》 さむかわ基幹相談支援センター

住 所：寒川町倉見623-2

電 話：0467-39-5591、FAX：0467-39-5948

《受付時間》 月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時30分

## 移動支援事業

身 知 精

屋外での移動が困難な障がい児者について、社会生活上、必要不可欠な外出や社会参加のための外出の際の移動を支援します。

サービスの詳しい内容・利用手続きについては、福祉課または指定相談支援事業所であります、「生活相談室 すまいる」、「寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと」へお問い合わせください。

《窓 口》

福祉課 障がい福祉担当 0467-74-1111

生活相談室 すまいる 0467-72-0175

寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと 0467-39-5537

## 日中一時支援事業

身 知 精

介護者が私的原因により介護を行えない時などに、障がい児者を一時的に施設等でお預かりします。

サービスの詳しい内容・利用手続きについては、福祉課または指定相談支援事業所であります、「生活相談室 すまいる」、「寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと」へお問い合わせください。

《窓 口》

福祉課 障がい福祉担当 0467-74-1111

生活相談室 すまいる 0467-72-0175

寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと 0467-39-5537

## 14. 障がい児通所給付

児童福祉法に基づく障がい児通所給付とは、障がい児通所支援等を利用した場合に、サービスに要した費用の9割を支給するものです。(残りの1割は、利用者が負担します。)

《対象児童》 ①身体障がいのある児童  
②知的障がいのある児童  
③精神障がいのある児童（発達障がい児を含みます）  
④障害者総合支援法施行令第1条に規定する特殊の疾病（361 疾病）に該当する難病等の児童  
※手帳がなくても、児童相談所・医師等により療育の必要性が認められれば利用できます。障がいの特性に応じた支援の提供も可能となります。

種類	内容
通所支援	児童発達支援 未就学の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援 上記の児童発達支援に加え、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援 人工呼吸器を装着している状態など日常生活を営むために医療が必要な状態（医療的ケア児）や重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、自宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。
	放課後等デイサービス 就学中の障がい児に、授業の終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行ないます。
	保育所等訪問支援 保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
入所支援	福祉型支援 重度・重複障がいや被虐待児への対応を図るほか自立（地域生活移行）のため、日常生活の指導や知識技能の向上を支援します。
	医療型支援 上記の福祉型支援に加え、治療的支援も行います。

※ 世帯に兄又は姉がいる場合、負担額が軽減されることがあります。（多子軽減措置）  
詳細は、福祉課へおたずねください。

## 障がい児通所給付の利用までの流れ

### ① 申請

事前に利用事業者、福祉課、指定障がい児相談支援事業者などに相談したうえで、サービスが必要な場合は福祉課に申請していただきます。

### ② 調査、聴き取り

福祉課は、申請にもとづき、障がい児・保護者と面接をし、その心身の状況、置かれている環境その他の事項について調査を行い、利用に関する意向を聴取します。

### ③ 障がい児支援利用計画案の依頼・提出

町から指定を受けた特定相談支援事業者がサービス等利用計画案を作成し提出します。もしくは保護者がセルフプランを作成し提出することもできます。

※ 指定障がい児相談支援事業者以外の障がい児支援利用計画案の提出を希望する場合には、福祉課に相談してください。

### ④ 児童相談所等の意見聴取

福祉課は、必要に応じて、児童相談所その他関係機関の意見を聞くことができます。

### ⑤ 通所支給決定

福祉課は、通所給付決定の勘案事項、児童相談所等の意見、障がい児支援利用計画案を勘案して決定します。決定者には、通所受給者証を発行します。

### ⑥ 事業者、施設との契約

サービスを利用する事業者と契約を締結します。



## 15. 町内の障がい者支援施設等

### 福祉施設等

身 知 精

就労に向けた知識や技術の向上のための作業、日中活動の場の提供など、障がい者の社会参加等の支援を行っています。

- 通所を希望する場合には、福祉課へお問い合わせください。

※就労者の活動時間とお店の営業時間、曜日等は異なる場合があります。

土日祝日や祝日の翌日、定休日などお休みがあります。

- 詳しくは、各事業所へお問い合わせください。

※令和5年4月1日現在

#### 【生活介護】

施設名	所在地	電話番号
スタジオ トネリコ	寒川町岡田3-18-5	0467-75-0033
ピリナ	寒川町田端1735-1 PSCビル2階	0467-53-8080

#### 【就労継続支援 A型】

施設名	所在地	電話番号
しゃもじくんとおたまち ゃん	寒川町一之宮9-17-21	0467-74-8007

#### 【就労継続支援 B型】

施設名	所在地	電話番号
友達（第1作業場）	寒川町宮山7-1	0467-75-0667
友達（第2作業場）	寒川町宮山10-1	0467-75-0667
つくしの家	寒川町岡田610 福祉活動センター	0467-75-3004
かっぱどっくり	寒川町大曲3-10-17	0467-72-5401
KAED（かえで）	寒川町岡田4-17-26	0467-39-5501
寒川まち食堂・まちのお弁当屋さん	寒川町岡田1-9-1 司ビル1F	0467-38-7220

#### 【日中一時支援】

施設名	所在地	電話番号
つくしんぼ	寒川町岡田610 福祉活動センター	0467-75-3004
わたぼうし	寒川町宮山3002-7	0467-67-0265
どんぐり発達支援寒川	寒川町岡田1-2-8 ウスイグリーンビル402	0467-95-7113

【地域活動支援】

施設名	所在地	電話番号
地域活動支援センターF(エフ)	寒川町岡田2-10-30	0467-84-9532

【児童発達支援】

施設名	所在地	電話番号
寒川町立ひまわり教室	寒川町宮山934-1	0467-75-6820
どんぐり発達支援寒川	寒川町岡田 1-2-8 ウスイグリーンビル 402	0467-95-7113

【放課後等デイサービス】

施設名	所在地	電話番号
ぽっけ	寒川町一之宮 4-3-16	0467-84-7194
さむかわ タンブー	寒川町岡田 610 福祉活動センター	0467-75-3004
わたぼうし	寒川町宮山3002-7	0467-67-0265
わたぼうし 奏	寒川町倉見1682-3	0467-67-0265

【町内のグループホーム】

名称	所在地	電話番号
グループホームけやぐ	寒川町宮山500-97	0467-33-4870
グループホーム和楽	寒川町小動929-11	0467-73-7187
下宿屋	寒川町大曲 2-2-15 クローバーハイツ	0467-81-4145
	寒川町岡田 37-1 (R5.4.16~新設)	
ソーシャルインクルーホーム寒川町宮山	寒川町宮山 3641-1	0467-84-8797
アスカ	倉見1879-8	080-7030-8453

※空き状況及び見学等については、電話にてお問い合わせください。



## 施設通所交通費の助成

窓口：福祉課

身 知 精

福祉施設に通所している方に対し、公共の交通機関を利用した際の交通費の一部を助成しています。ただし、他の制度により交通費の助成を受けている場合や、施設の送迎バス等を利用している場合は支給されません。

助成額は、施設への通所に要する交通費と定期運賃を比較して、どちらか低い額の交通費の3分の2相当額を助成します。

（また、自転車で通所した場合は往復100円で計算します）

《必要な物》○障害者手帳

○預金通帳等（本人名義で振込先が分かるもの）

《窓 口》 福祉課 障がい福祉担当 0467-74-1111



## 16. 各種施設・関係団体

### 福祉団体（寒川町福祉団体協議会）窓口：社会福祉協議会

身 知

団 体 名	主 な 活 動 内 容
寒川町聴覚障害者協会	聴覚や言語機能に障がいのある方の生活の向上を目的として活動している団体です。広報活動・手話活動・講習会への参画や、スポーツ・レクリエーション・会合等、聴覚障がい者への理解を深める活動を行っています。
寒川町手をつなぐ育成会	主に知的障がいのある方の親で構成しています。定例会・激励会・施設見学・研修会等を行い、会員相互の親睦と知的障がい児者福祉の向上を図っています。
寒川町視覚障害者福祉協会	視覚障がいのある方の生活の向上を目的として活動している団体です。広報活動・講習会への参画や卓球大会やスポーツ教室等を行い、交流を深めています。
茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会	茅ヶ崎市及び寒川町に居住する自閉症及びそれに類似する症状の障がい児・者とその家族のノーマライゼーションを目指し、豊かな育ちと社会参加及び自立を支援するため活動しています。

※新規の団体の立ち上げについても、ご相談ください。

※詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 寒川町社会福祉協議会

電 話 0467-74-7621 FAX 0467-74-5716

## サポートさむかわ

窓口：社会福祉協議会ボランティアセンター

身 知 精

日常生活のちょっとした困りごとのお手伝いにボランティアが伺います。（有料）

詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《対象者》在宅で、障がいのある方や高齢者のみで生活している方

※ご相談に応じますのでまずはご連絡ください。

《内 容》窓ふき、草とり、掃除、電球の交換、買い物など

ご利用は、1回60分まで（月に2回まで）

※内容によっては、お断りすることがあります。

※ヘルパーをご利用の方は、ヘルパーの仕事と重ならない内容をお手伝いします。

《窓 口》寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター

電 話 0467-72-3721

FAX 0467-72-0277

## 視覚障がい者情報提供施設（点字図書館）

身

視覚障がい者の更生・教養の向上に役立てるため、点字図書、録音図書等の閲覧、貸出し、その他関連事業を行っています。

名称	所在地	電話番号
神奈川ライトセンター	〒241-8585 横浜市旭区二俣川 1-80-2	045-364-0023
川崎市盲人図書館	〒210-0024 川崎市川崎区日進町 5-1	044-211-3181
横須賀市点字図書館	〒238-0016 横須賀市深田台 38 障害福祉センター内	046-822-6172
藤沢市点字図書館	〒252-0804 藤沢市湘南台7-18-2	0466-44-2662

## 聴覚障がい者情報提供施設

身

聴覚障がい者のコミュニケーションの支援や文化、学習レクリエーション活動の援助、相談事業等を行っています。

名称	所在地	電話番号
神奈川県聴覚障害者 福祉センター	〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2	0466-27-1911 FAX: 0466-27-1255
障害者スポーツ文化 センター横浜ラポール	〒222-0035 横浜市港北区鳥山町 1752	045-475-2057 FAX: 045-475-2059
川崎市聴覚障害者 情報文化センター	〒221-0037 川崎市中原区井田三舞町 14-16	044-798-8800 FAX: 044-798-8805

## 盲ろう者相談窓口

窓口：神奈川県盲ろう者支援センター

身

神奈川県内の盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）ご本人や、盲ろう者とのコミュニケーション・支援等にお困りの方（ご家族・市町村福祉担当職員・介護事務所・近隣の方々）を対象とした相談窓口です。

※面談相談は予約制です

《面接相談》 神奈川県聴覚障害者福祉センター内

〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2

実施日 火曜日～土曜日（予約制）

相談時間 9時～11時、13時～15時

神奈川県横浜西合同庁舎6階

〒220-0073 横浜市西区岡野 2-12-20

実施日 火曜日～金曜日（予約制）

相談時間 9時～11時、13時～15時

《電話相談》 0466-90-5727

実施日 火曜日～土曜日

相談時間 9時～11時、13時～15時

《FAX相談》 0466-90-5727

《メール相談》 moro-sodan@kanagawa-wad.jp

※上記以外の時間帯でも、神奈川県聴覚障害者福祉センターの開館時間は、予約を受付します。窓口までお気軽に連絡ください。（いずれの相談も、国民の祝日・休日及び年末年始はお休みとなります。）

《窓 口》 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内

電話 0466-27-1911

FAX 0466-27-1225

## 盲ろう者通訳・介助員派遣

窓口：神奈川県盲ろう者支援センター



神奈川県内の盲ろう者（視覚と聴覚の両方に障がいのある方）にコミュニケーションの支援や外出時の移動介助を行う通訳・介助員を派遣しています。利用するには事前登録が必要です。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓口》 社会福祉法人神奈川聴覚障害者総合福祉協会

〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2 神奈川県聴覚障害者福祉センター内

電話 0466-27-1911

FAX 0466-27-1225

受付時間 火曜日～土曜日 午前9時～午後9時まで

日曜日 午前9時～午後5時まで

## 聴覚障がい児に関する支援窓口

窓口：神奈川県聴覚障害者福祉センター



神奈川県内の聴覚障がい児の支援を、保健・医療・福祉・教育の各関係機関が連携して、切れ目なく実施していくための中核機能として、聴覚障がい児に関する支援窓口を設置しています。

新生児聴覚検査の要再検時、難聴診断確定後、そして聴覚障がい児の成長に応じて、適切な支援が受けられるよう、聴覚障がい児の保護者や支援機関等からの相談を受け、関係機関と連携し必要な情報提供や支援機関等との調整等を行います。

《支援内容》 ○来所相談・訪問相談（事前に予約が必要です）

○電話・FAX・メール・オンライン相談

○家族教室（聴覚障がい児や家族同士が交流する場として開催します）

○巡回相談

（聴覚障がい児の通う地域の児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園等の職員に対して、聴覚障がいの理解、関わり方等の支援を行います）

○聴覚障がい児支援についての研修会

（聴覚障がい児の通う地域の児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育園、幼稚園等の職員に対して、聴覚障がい児支援方法等に関する研修会を開催します）

《窓口》 神奈川県聴覚障害者福祉センター

〒251-8533 藤沢市藤沢 933-2

電話 0466-27-1911

FAX 0466-27-1225

メールアドレス soudan@kanagawa-wad.jp

## ボランティア活動団体 窓口：社会福祉協議会ボランティアセンター

身 知 精

グループ名	主な活動内容
寒川町赤十字奉仕団	高齢者むけのサロン（いきいきサロン）、献血奉仕、施設訪問
青い鳥	
ローズの会	地域のお年寄りとの交流、
なずなの会	ふれあい福祉フェスティバルのお手伝い
NASSの会	障がい児者・高齢者等の車での送迎 (社会福祉協議会の福祉有償運送に協力)
すいせんⅠ	地域作業所（就労継続支援B型事業所）・老人ホームでの手伝い
菊和会	聴覚障がい者との交流・手話の勉強
麦笛の会	視覚障がい者、字が読みづらくなった方のための録音物作成
グループあい	視覚障がい者のための点訳
にんじんの会	人形劇やエプロンシアターでの食育活動
ピーターパンクラブ	手づくり布おもちゃの作成と貸し出し
パワーズさむかわ	障がい者や高齢者を応援する、男性ならではのボランティア活動 (送迎、力仕事、イベントや外出の手伝いなど)
IT支援ボランティアグループ さむかわ.com	障がい者や高齢者にパソコンなどのIT技術を、ご本人の希望にあわせて教えるパソコン入門教室を開催
かたらいの会	傾聴を学ぶとともに「語り合える場所」を開放
さむかわ災害ボランティアネットワーク (SSVN)	災害ボランティアセンターの運営支援や、福祉団体との関わりを通じ、要援護者支援の視点をふんだんに防災・減災活動
サポートYOU	手芸品の製作と販売を通じて障害福祉施設を応援

※その他、グループに属さない個人ボランティアの方々も次のような活動をしています。

- |           |                 |     |           |
|-----------|-----------------|-----|-----------|
| ◎話し相手     | ◎保育・遊び相手        | ◎送迎 | ◎囲碁や将棋の相手 |
| ◎施設でのお手伝い | ◎サポートさむかわのサポーター | など  |           |

※詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓口》 寒川町社会福祉協議会ボランティアセンター

電話 0467-72-3721

FAX 0467-72-0277

## 障がい者スポーツ団体

身 知 精

団体名	主な活動内容	問い合わせ
SK卓球協会	障がい者と高齢者の卓球 (対象は主に身体障がい者、 他の障がいの方も応相談) 練習は木曜日の午後(月3~4回)。	南部公民館 0467-75-0281
寒川STTクラブ	サウンドテーブルテニス (対象は視覚障がい者) 練習は日曜日(月1~2回)。	南部公民館 0467-75-0281
RVCサムライ寒川	ローリングバレーボール (対象は主に身体障がい者ですが、 他の障がいの方も大歓迎です) 練習は日曜日(月1~2)の午前中。	浅野 090-4708-6801
ビバ寒川FD	フライングディスク (対象は主に障がい者ですが、健常者の方も大歓迎です) 練習は日曜日の午前中(月1~2回)。	草彌 090-4592-8792
一般社団法人 日本スポーツウェルネス吹矢協会	スポーツ吹矢 障がいの方も無理なくできるスポーツです。体験会の依頼もお受けします。	寒川金木犀支部 倉田 雄治 090-5553-7728

※練習日時、場所、会費等、詳細はお問い合わせください。

お気軽に見学にお越しください。

## 障がいのある方やそのご家族が集える場所

身 知 精

団体名	主な内容	問い合わせ
親子の会(月1回)	子育ての悩みや様々な情報交換を気楽に話し合える交流の場です。	斎藤 由紀子 090-8081-3876
279 Smile湘南 (つなぐすまいるしょうなん)	登校に悩みを抱えている子どもとその家族への支援を行い繋がる事を目的としています。	代表 柄澤 貴子 080-5016-5813 279smileshonan@gmail.com
サロンハートぽっぽ	月1回、心の病のある方を対象にした居場所づくりをしています。	社協ボランティアセンター 0467-72-3721
ふれあい・いきいきサロン(障がい児者サロン)	障がいのある方との交流や仲間づくりを目的に、ボランティアの協力のもと年に数回楽しいイベント(ボウリング大会やお花見など)を開催しています。	社協ボランティアセンター 0467-72-3721

## 17. 健康

### 訪問指導

窓口：健康づくり課

身 知 精

心身機能低下予防と健康の保持増進を目的に、保健師・管理栄養士が希望者の自宅に訪問し、必要な保健指導を行います。

《対象者》 40歳以上の方

※原則として介護保険サービスを受けていないこと。

《窓 口》 健康づくり課 0467-74-1111

### 健康相談・健康教室

窓口：健康づくり課

身 知 精

心身ともに健康維持増進するために、相談や健康教室を開催しています。主に生活習慣病の予防・禁煙相談・心身不調の対応方法などについて、運動や栄養面からの日常生活改善のお手伝いをします。

《窓 口》 健康づくり課 0467-74-1111

### 高齢者インフルエンザ予防接種 窓口：健康づくり課

身

接種時に寒川町に住民登録がある方に対して、インフルエンザ予防接種を受ける場合に一部助成を行います。

《対象者》 次のいずれかに該当する方

- ①年齢が60～64歳（接種日現在）で、心臓・腎臓・呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障害がある方
- ②65歳以上の方（接種日現在）

《接種期間》令和5年10～12月予定

《接種場所》町内及び茅ヶ崎市内実施医療機関

（※訪問診療利用中など、やむを得ない事情で寒川町内及び茅ヶ崎市内の実施医療機関以外で受ける場合は、事前に申し込みが必要です。接種希望日の2週間前までに健康づくり課へご相談ください。）

《自己負担》1,700円（※生活保護受給者は費用免除）

《持ち物》本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）

身体障害者手帳（※対象者①に該当する方）

生活保護の受給を証明できるもの（※生活保護受給者のみ）

《窓 口》 健康づくり課 0467-74-1111

# 高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種 窓口：健康づくり課

身

接種時に寒川町に住民登録がある方に対して、肺炎球菌ワクチン予防接種を受けられる場合に一部助成を行います。

《対象者》 次のいずれかに該当する方

- ①年齢が60～64歳（接種日現在）で、心臓・腎臓・呼吸器に身体障害者手帳1級程度の障がいがある方
- ②次の生年月日に該当する方

令和5年度に	
65歳になる方	昭和33年4月2日生～昭和34年4月1日生
70歳になる方	昭和28年4月2日生～昭和29年4月1日生
75歳になる方	昭和23年4月2日生～昭和24年4月1日生
80歳になる方	昭和18年4月2日生～昭和19年4月1日生
85歳になる方	昭和13年4月2日生～昭和14年4月1日生
90歳になる方	昭和8年4月2日生～昭和9年4月1日生
95歳になる方	昭和3年4月2日生～昭和4年4月1日生
100歳になる方	大正12年4月2日生～大正13年4月1日生

※町の予防接種として受けたかに関わらず、一度も(23価)肺炎球菌ワクチンを接種したことがない方が対象となります。

※2回目以降は公費での助成は受けられません。1回目より局所の副反応が多くみられる場合があるので、かかりつけ医にご相談ください。

《接種期間》令和5年4月1日～令和6年3月31日まで

《接種場所》町内及び茅ヶ崎市内実施医療機関

（※訪問診療利用中など、やむを得ない事情で寒川町内及び茅ヶ崎市内の実施医療機関以外で受ける場合は、事前に申し込みが必要です。接種希望日の2週間前までに健康づくり課へご相談ください。）

《自己負担》4,000円（※生活保護受給者は費用免除）

《持ち物》高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種接種券

（※高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種を希望する人のみ。接種券がないと接種できません。対象者②の方には4～5月頃郵送します。接種券が届く前に受けたい方は、健康づくり課へお問い合わせください）

本人確認できるもの（運転免許証・マイナンバーカードなど）

身体障害者手帳（※対象者①に該当する方）

生活保護の受給を証明できるもの（※生活保護受給者のみ）

《窓口》 健康づくり課 0467-74-1111



## こころの電話相談

窓口：精神保健福祉センター

身 知 精

こころの健康についての相談を、専用電話でお受けしています。

《窓 口》神奈川県精神保健福祉センター

0120-821-606 (フリーダイヤル)

※受付時間 平日の9時から21時 (受付は20時45分まで)

(土日祝日、年末年始を除く)

## 依存症電話相談

窓口：精神保健福祉センター

身 知 精

アルコールや薬物などの依存症の方や、その家族・友人及び関係機関の方から、依存症に関する相談をお受けします。情報提供及び相談機関の案内なども行います。

《窓 口》神奈川県精神保健福祉センター

045-821-6937

※相談時間 月曜日の13時30分から16時30分

(土日祝日、年末年始を除く)

※以下、「依存症面接相談」についてのURL

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nx3/cnt/soudan/mennsetsu.html>

## 18. 選挙

### 郵便による不在者投票制度

窓口：選挙管理委員会事務局

身

次の要件に当たる方は、自宅から郵便による投票ができます。

《対象者》 身体障害者手帳の交付を受けている方で、次のいずれかの障がい程度に該当する方。

①両下肢・体幹・移動機能の障がい 1・2級

②心臓・じん臓・呼吸器・

ぼうこう・直腸・小腸の障がい 1・3級

③免疫・肝臓の障がい 1~3級

《手続き方法》事前に手続きが必要です。詳しくは、窓口へお問い合わせください。

《窓 口》 選挙管理委員会事務局 0467-74-1111

# 19. ヘルプカード

## ヘルプカード

窓口：福祉課 身 知 精

ヘルプカードは、外出先などで「ちょっと助けて欲しいと言う人」と「ちょっと手助けしたい人」を結ぶカードです。役場福祉課、町内の「ほっとすペーす」登録事業所窓口での配布、または寒川町のホームページよりダウンロードできます。

障がいのある方や支援の必要な方の中には、自ら「困った」となかなか伝えられない人がいます。一方、地域の人からは、何かあったとき「どう支援したらよいかわからない」という声があります。あらかじめ、「ヘルプカード」にご自身に必要な支援内容や状況を記入し、実際に困った時、支援が必要な時に、側にいる人にカードを見せて、どんなことを助けて欲しいか伝えてください。

当事者や家族、支援者にとっての不安を和らげることができ、コミュニケーションのきっかけとなり、障がいに対する理解を広めることができます。 提示されたとき、ご協力をお願いします。

<b>記入例</b>	<b>【本人について】</b>	<b>【私のこと】</b>
寒川町役場自立支援課担当 本多	氏名 寒川太郎 性別 男 年齢 30歳 連絡手段 電話 電話番号 040-74-1111 FAX:040-74-0003 生活扶助受付番号 040-72-02175 FAX:080-76-2345	氏名 寒川太郎 性別 男 年齢 30歳 連絡手段 電話 電話番号 040-74-1111 FAX:040-74-0003 生活扶助受付番号 040-72-02175 FAX:080-76-2345
<b>【ヘルプカードとは】</b> 寒川町では、障がいのある方が町の中で迷った時、助けが必要になった時に他の人に助けて欲しい気持ちを伝える手段のひとつとして、「ヘルプカード」というカードを作成しています。ご自身に必要な情報をもたらかれておいてください。 <b>【使い方】</b> お出かけの際は必ず持つべき。誰にでも見やすいところに「ヘルプカード」を置いて、どんなことを教えて欲しいか、伝えてください。「ヘルプカード」には、下記の情報が記載されています。 寒川町役場自立支援課担当の連絡先が記載されています。どうして欲しいかが伝わりにくい場合は、連絡して欲しいことを伝えてください。ご自身に必要な支援について記入して、日常生活でご利用ください。		
<b>【私のこと】</b> 氏名 寒川太郎 性別 男 年齢 30歳 連絡手段 電話 電話番号 040-74-1111 FAX:040-74-0003 生活扶助受付番号 040-72-02175 FAX:080-76-2345		



## 20. ほっとすペーす

### ほっとすペーす

窓口：福祉課

身 知 精

障がいのある方や支援の必要な方が利用できる「ほっとすペーす」を町内の障がい者支援施設等に開設しています。短時間の休憩やトイレ使用、近隣の案内など障がいのある方が、外出中にちょっと困った時、安心して立ち寄れる場所としてご活用ください。

登録事業所には下の表示板が各施設等の入口付近に提示されています。



「ほっとすペーす」登録事業所一覧（令和5年4月1日現在）

名称	住所・電話番号等
寒川町社会福祉協議会	寒川宮山 401 電話:0467-74-7621 FAX:0467-74-5716
寒川町福祉活動センター	寒川町岡田 610 電話:0467-75-3109 FAX:0467-75-3197
スタジオ トネリコ	寒川町岡田 3-18-5 電話:0467-75-0033 FAX:0467-75-0037
生活相談室すまいる	寒川町岡田 1-9-1 司ビル 107 電話:0467-72-0175 FAX:0467-74-2347
地域活動支援センター「F」	寒川町岡田 2-10-30 電話・FAX:0467-84-9532
つくしの家	寒川町岡田 610 電話:0467-75-3004 FAX:0467-75-3197
友達	寒川町宮山 10-1 電話・FAX:0467-75-0667
寒川町障がい者相談支援事業所 ゆいっと	寒川町倉見 623-2 電話:0467-39-5537 FAX:0467-39-5475
寒川まち食堂	寒川町岡田 1-9-1 司ビル 1 階 電話:0467-38-7220 FAX:0467-38-7221
かっぱどっくり	寒川町大曲 3-10-17 電話:0467-72-5401 FAX:0467-72-5402
しゃもじくんとおたまちゃん	寒川町一之宮 9-17-21 電話:0467-74-8007 FAX:0467-74-8008
ピリナ	寒川町田端 1735-1 PSCビル 2 階 電話・FAX:0467-53-8080

※各施設等により提供できる内容にも差異があります。





## 関係機関一覧

名 称	主な相談内容	住 所
福祉課障がい福祉担当	身体・知的・精神障がい等に関すること	
福祉課総務担当	社会福祉・生活保護等に関すること	
寒川町立ひまわり教室	発達障がい、療育相談に関すること	
子育て支援課	子育て支援、保育園等に関すること	〒253-0196 寒川町宮山165 TEL 0467-74-1111
高齢介護課	介護保険・高齢者福祉に関すること	
健康づくり課	健康相談等に関すること	
保険年金課	国民年金・国民健康保険に関すること	
税務収納課	町県民税・軽自動車税に関すること	
町民安全課	防災・交通安全に関すること	
地域活動支援センター F(イフ)	地域における障がい者等の自立と社会参加の支援等	0467-84-9532
寒川町社会福祉協議会 (ボランティアセンター)	ボランティア・地域福祉等に関すること	0467-72-3721
生活相談室 すまいる	生活や制度についての相談・支援に関すること	0467-72-0175
寒川町障がい者相談 支援事業所 ゆいっと	生活や制度についての相談・支援に関すること	0467-39-5537
さむかわ基幹相談支援センター	緊急時の相談や関係機関との調整に関すること	0467-39-5591
平塚保健福祉事務所茅ヶ崎支所 生活福祉課	生活保護に関すること	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7 TEL 0467-85-1173
茅ヶ崎市保健所 保健予防課	指定難病・精神障がいに関すること	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 1-8-7 TEL 0467-85-1171
神奈川県立総合療育相談センター	身体障がい・知的障がいについての相談・判定等に関すること	〒252-0813 藤沢市亀井野 3119 TEL 0466-84-5700
神奈川県中央児童相談所	児童に関すること等	〒252-0813 藤沢市亀井野 3119 TEL 0466-84-1600

名 称	主な相談内容	住 所
神奈川県精神保健福祉センター	精神保健・精神障がい者の福祉に関すること	〒233-0006 横浜市港南区芹が谷 2-5-2 TEL 045-821-8822
藤沢年金事務所	厚生年金に関すること等	〒251-8586 藤沢市藤沢 1018 TEL 0466-50-1151
藤沢税務署	所得税に関すること等	〒251-8566 藤沢市朝日町 1-11 TEL 0466-22-2141
藤沢県税事務所	自動車税（普通自動車）に 関すること等	〒251-8534 藤沢市鵠沼石上 2-7-1 TEL 0466-26-2111
自動車税管理事務所	自動車取得税(普通自動車) に関すること	〒232-8602 横浜市南区弘明寺町 31 TEL 045-716-2111
神奈川県自動車会議所 湘南事業所	自動車取得税（軽自動車） に関すること	〒254-0082 平塚市東豊田字道下 369-14 TEL 0463-54-5631
藤沢公共職業安定所 (ハローワーク藤沢)	職業相談に関すること	〒251-0054 藤沢市朝日町 5-12 TEL 0466-23-8609
湘南地域就労援助セン ター（湘南障害者就業・ 生活支援センター）	職業相談に関すること	〒251-0041 藤沢市辻堂神台 1-3-39 タカギビル 4 階 TEL 0466-30-1077
神奈川県企業庁 茅ヶ崎水道営業所	水道料金に関すること	〒253-0042 茅ヶ崎市本村 4-5-22 TEL 0467-52-6151
NHK かながわ 西営業センター	放送受信料に関すること	〒243-0432 海老名市中央 2-9-50 海老名プライムタワー12F TEL 046-235-7000
茅ヶ崎警察署	駐車禁止除外指定に関する こと等	〒253-0041 茅ヶ崎市茅ヶ崎 3-4-16 TEL 0467-82-0110
神奈川県 発達障害支援センター かながわA	発達障がいのある方に対し ての総合的支援に関するこ と等	〒259-0157 足柄上郡中井町境 218 中井やまゆり園内 相談専用 TEL 0465-81-3717

※その他、本文中に各窓口が記載されておりますので、参考にしてください。